

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
I 総則	I 総則
I－1 本事務ガイドラインの構成	I－1 本事務ガイドラインの構成
I－2 法第2条の2について（為替取引に該当する行為）	I－2 法第2条の2について（為替取引に該当する行為）
II 全ての種別の資金移動業者に共通する監督上の評価項目	II 全ての種別の資金移動業者に共通する監督上の評価項目
II－1 経営管理等	II－1 経営管理等
II－1－1 主な着眼点	II－1－1 主な着眼点
II－1－2 監督手法・対応	II－1－2 監督手法・対応
II－2 業務の適切性等	II－2 業務の適切性等
II－2－1 法令等遵守	II－2－1 法令等遵守
II－2－1－1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等	II－2－1－1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等
II－2－1－1－1 主な着眼点	II－2－1－1－1 主な着眼点
II－2－1－1－2 監督手法・対応	II－2－1－1－2 監督手法・対応
II－2－1－2 取引時確認等の措置	II－2－1－2 取引時確認等の措置
II－2－1－2－1 主な着眼点	II－2－1－2－1 主な着眼点
II－2－1－2－2 監督手法・対応	II－2－1－2－2 監督手法・対応
II－2－1－3 反社会的勢力による被害の防止	II－2－1－3 反社会的勢力による被害の防止
II－2－1－3－1 主な着眼点	II－2－1－3－1 主な着眼点
II－2－1－3－2 監督手法・対応	II－2－1－3－2 監督手法・対応
II－2－1－4 不祥事件に対する監督上の対応	II－2－1－4 不祥事件に対する監督上の対応
II－2－1－4－1 主な着眼点	II－2－1－4－1 主な着眼点
II－2－1－4－2 監督手法・対応	II－2－1－4－2 監督手法・対応
II－2－2 利用者保護のための情報提供・相談機能等	II－2－2 利用者保護のための情報提供・相談機能等
II－2－2－1 利用者保護措置	II－2－2－1 利用者保護措置
II－2－2－1－1 主な着眼点	II－2－2－1－1 主な着眼点

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
Ⅱ－２－２－１－２ 監督手法・対応	Ⅱ－２－２－１－２ 監督手法・対応
Ⅱ－２－２－２ 帳簿書類	Ⅱ－２－２－２ 帳簿書類
Ⅱ－２－２－２－１ 主な着眼点	Ⅱ－２－２－２－１ 主な着眼点
Ⅱ－２－２－２－２ 監督手法・対応	Ⅱ－２－２－２－２ 監督手法・対応
Ⅱ－２－２－３ 利用者に関する情報管理態勢	Ⅱ－２－２－３ 利用者に関する情報管理態勢
Ⅱ－２－２－３－１ 主な着眼点	Ⅱ－２－２－３－１ 主な着眼点
Ⅱ－２－２－３－２ 監督手法・対応	Ⅱ－２－２－３－２ 監督手法・対応
Ⅱ－２－２－４ 苦情等への対応（金融ＡＤＲ制度への対応も含む）	Ⅱ－２－２－４ 苦情等への対応（金融ＡＤＲ制度への対応も含む）
Ⅱ－２－２－４－１ 苦情処理等に関する内部管理態勢の確立についての主な着眼点	Ⅱ－２－２－４－１ 苦情処理等に関する内部管理態勢の確立についての主な着眼点
Ⅱ－２－２－４－２ 金融ＡＤＲ制度への対応	Ⅱ－２－２－４－２ 金融ＡＤＲ制度への対応
Ⅱ－２－２－４－２－１ <u>指定資金移動業務紛争解決機関（指定ＡＤＲ機関）</u> が存在する場合の主な着眼点	Ⅱ－２－２－４－２－１ <u>指定ＡＤＲ機関が存在する場合の主な着眼点</u>
Ⅱ－２－２－４－２－２ <u>指定資金移動業務紛争解決機関（指定ＡＤＲ）機関</u> が存在しない場合の主な着眼点	Ⅱ－２－２－４－２－２ <u>指定ＡＤＲ機関が存在しない場合の主な着眼点</u>
Ⅱ－２－２－４－３ 利用者に対する情報提供	Ⅱ－２－２－４－３ 利用者に対する情報提供
Ⅱ－２－２－４－４ 監督手法・対応	Ⅱ－２－２－４－４ 監督手法・対応
Ⅱ－２－３ 事務運営	Ⅱ－２－３ 事務運営
Ⅱ－２－３－１ システムリスク管理	Ⅱ－２－３－１ システムリスク管理

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
Ⅱ－２－３－１－１ 主な着眼点 Ⅱ－２－３－１－２ 監督手法・対応 Ⅱ－２－３－２ 事務リスク管理 Ⅱ－２－３－２－１ 主な着眼点 Ⅱ－２－３－２－２ 監督手法・対応 Ⅱ－２－３－３ 外部委託 Ⅱ－２－３－３－１ 主な着眼点 Ⅱ－２－３－３－２ 監督手法・対応 Ⅱ－２－４ 障害者への対応 Ⅱ－２－４－１ 主な着眼点 Ⅱ－２－４－２ 監督手法・対応 Ⅱ－２－５ 口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの連携 Ⅱ－２－５－１ 主な着眼点 Ⅱ－２－５－２ 監督手法・対応 Ⅱ－２－６ 不正取引に対する補償 Ⅱ－２－６－１ 主な着眼点 Ⅱ－２－６－２ 監督手法・対応 <u>（新設）</u>	Ⅱ－２－３－１－１ 主な着眼点 Ⅱ－２－３－１－２ 監督手法・対応 Ⅱ－２－３－２ 事務リスク管理 Ⅱ－２－３－２－１ 主な着眼点 Ⅱ－２－３－２－２ 監督手法・対応 Ⅱ－２－３－３ 外部委託 Ⅱ－２－３－３－１ 主な着眼点 Ⅱ－２－３－３－２ 監督手法・対応 Ⅱ－２－４ 障害者への対応 Ⅱ－２－４－１ 主な着眼点 Ⅱ－２－４－２ 監督手法・対応 Ⅱ－２－５ 口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの連携 Ⅱ－２－５－１ 主な着眼点 Ⅱ－２－５－２ 監督手法・対応 Ⅱ－２－６ 不正取引に対する補償 Ⅱ－２－６－１ 主な着眼点 Ⅱ－２－６－２ 監督手法・対応 <u>Ⅱ－２－７ 電子決済手段関連業務を行う場合</u>
Ⅲ 第一種資金移動業者に係る監督上の評価項目 Ⅲ－１ 業務実施計画 Ⅲ－１－１ 厳格な滞留規制等 Ⅲ－１－１－１ 主な着眼点 Ⅲ－１－１－２ 監督手法・対応	Ⅲ 第一種資金移動業者に係る監督上の評価項目 Ⅲ－１ 業務実施計画 Ⅲ－１－１ 厳格な滞留規制等 Ⅲ－１－１－１ 主な着眼点 Ⅲ－１－１－２ 監督手法・対応

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
Ⅲ－１－２ 業務の提供方法 Ⅲ－１－２－１ 主な着眼点 Ⅲ－１－２－２ 監督手法・対応 Ⅲ－１－３ システムリスク管理 Ⅲ－１－３－１ 主な着眼点 Ⅲ－１－３－２ 監督手法・対応 Ⅲ－１－４ テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策 Ⅲ－１－４－１ 主な着眼点 Ⅲ－１－４－２ 監督手法・対応 Ⅲ－１－５ 為替取引の上限額 Ⅲ－１－５－１ 主な着眼点 Ⅲ－１－５－２ 監督手法・対応 Ⅲ－１－６ 為替取引に関する事故が発生した場合等の対応方針 Ⅲ－１－６－１ 主な着眼点 Ⅲ－１－６－２ 監督手法・対応 Ⅲ－２ 利用者に対する情報の提供 Ⅲ－２－１ 主な着眼点 Ⅲ－２－２ 監督手法・対応	Ⅲ－１－２ 業務の提供方法 Ⅲ－１－２－１ 主な着眼点 Ⅲ－１－２－２ 監督手法・対応 Ⅲ－１－３ システムリスク管理 Ⅲ－１－３－１ 主な着眼点 Ⅲ－１－３－２ 監督手法・対応 Ⅲ－１－４ テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策 Ⅲ－１－４－１ 主な着眼点 Ⅲ－１－４－２ 監督手法・対応 Ⅲ－１－５ 為替取引の上限額 Ⅲ－１－５－１ 主な着眼点 Ⅲ－１－５－２ 監督手法・対応 Ⅲ－１－６ 為替取引に関する事故が発生した場合等の対応方針 Ⅲ－１－６－１ 主な着眼点 Ⅲ－１－６－２ 監督手法・対応 Ⅲ－２ 利用者に対する情報の提供 Ⅲ－２－１ 主な着眼点 Ⅲ－２－２ 監督手法・対応
Ⅳ 第二種資金移動業者に係る監督上の評価項目 Ⅳ－１ 滞留規制 Ⅳ－１－１ 主な着眼点 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	Ⅳ 第二種資金移動業者に係る監督上の評価項目 Ⅳ－１ 滞留規制 Ⅳ－１－１ 主な着眼点 <u>Ⅳ－２ 電子決済手段を発行する場合の留意点</u> <u>Ⅳ－３ 法第２条第１０項第４号に規定する業務を電子決済手</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
IV－2 監督手法・対応	<u>段等取引業者に委託する場合の留意点</u> IV－4 監督手法・対応
V 第三種資金移動業者に係る監督上の評価項目 V－1 滞留規制（為替取引に関する上限額） V－1－1 主な着眼点 V－1－2 監督手法・対応 V－2 預貯金等管理方法による管理に係る態勢等 V－2－1 主な着眼点 V－2－2 監督手法・対応 V－3 第三種資金移動業に係る利用者保護措置 V－3－1 主な着眼点 V－3－2 監督手法・対応	V 第三種資金移動業者に係る監督上の評価項目 V－1 滞留規制（為替取引に関する上限額） V－1－1 主な着眼点 V－1－2 監督手法・対応 V－2 預貯金等管理方法による管理に係る態勢等 V－2－1 主な着眼点 V－2－2 監督手法・対応 V－3 第三種資金移動業に係る利用者保護措置 V－3－1 主な着眼点 V－3－2 監督手法・対応
<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	<u>VI 特定信託会社に係る監督上の評価項目</u> <u>VI－1 特定資金移動業</u> <u>VI－2 事務ガイドラインの適用・準用</u> <u>VI－3 受益者からの償還の請求等</u> <u>VI－4 業務実施計画</u> <u>VI－5 第一種資金移動業者に係る監督上の評価項目の準用</u> <u>VI－6 第二種資金移動業者に係る監督上の評価項目の準用</u>
<u>VI 複数種別の資金移動業を併営する場合の監督上の評価項目</u> <u>VI－1－1 主な着眼点</u> <u>VI－1－2 監督手法・対応</u>	<u>VII 複数種別の資金移動業を併営する場合の監督上の評価項目</u> <u>VII－1－1 主な着眼点</u> <u>VII－1－2 監督手法・対応</u>
<u>VIII 外国資金移動業者等に対する基本的考え方</u>	<u>VIII 外国資金移動業者等に対する基本的考え方</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>Ⅶ－１</u> 外国資金移動業者の勧誘の禁止	<u>Ⅷ－１</u> 外国資金移動業者等の勧誘の禁止
<u>Ⅶ－２</u> 外国資金移動業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引	<u>Ⅷ－２</u> 外国資金移動業者等によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引
<u>Ⅷ</u> 資金移動業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点	<u>Ⅸ</u> 資金移動業者・特定信託会社の検査・監督に係る事務処理上の留意点
<u>Ⅶ－１</u> 基本的考え方及び一般的な事務処理等	<u>Ⅸ－１</u> 基本的考え方及び一般的な事務処理等
<u>Ⅶ－１－１</u> 検査・監督事務に係る基本的考え方	<u>Ⅸ－１－１</u> 検査・監督事務に係る基本的考え方
<u>Ⅶ－１－２</u> 一般的な監督事務	<u>Ⅸ－１－２</u> 一般的な監督事務
<u>Ⅶ－１－３</u> 監督当局間の連携	<u>Ⅸ－１－３</u> 監督当局間の連携
<u>Ⅶ－１－４</u> 認定資金決済事業者協会との連携等	<u>Ⅸ－１－４</u> 認定資金決済事業者協会との連携等
<u>Ⅶ－１－５</u> 内部委任	<u>Ⅸ－１－５</u> 内部委任
<u>Ⅶ－２</u> 諸手続	<u>Ⅸ－２</u> 手続
<u>Ⅶ－２－１</u> 登録の申請、届出書の受理等	<u>Ⅸ－２－１</u> 登録の申請、届出書の受理等
<u>Ⅶ－２－２</u> 認可の申請、届出書の受理等	<u>Ⅸ－２－２</u> 認可の申請、届出書の受理等
<u>Ⅶ－２－３</u> 法第 53 条に基づく報告書について	<u>Ⅸ－２－３</u> 法第 53 条に基づく報告書について
<u>Ⅶ－２－４</u> 廃止等の取扱い	<u>Ⅸ－２－４</u> 廃止等の取扱い
<u>Ⅶ－２－５</u> 履行保証金に係る手続について	<u>Ⅸ－２－５</u> 履行保証金に係る手続について
<u>Ⅶ－２－６</u> 資金移動業者が提出する報告書における記載上の留意点	<u>Ⅸ－２－６</u> 資金移動業者が提出する報告書における記載上の留意点
<u>Ⅶ－２－７</u> 書面・対面による手続きについての留意点	<u>Ⅸ－２－７</u> 書面・対面による手続きについての留意点
<u>Ⅶ－２－８</u> 申請書等を提出するに当たっての留意点	<u>Ⅸ－２－８</u> 申請書等を提出するに当たっての留意点
<u>Ⅶ－３</u> 行政処分を行う際の留意点	<u>Ⅸ－３</u> 行政処分を行う際の留意点
<u>Ⅶ－４</u> 行政手続法等との関係等	<u>Ⅸ－４</u> 行政手続法等との関係等
<u>Ⅶ－５</u> 意見交換制度	<u>Ⅸ－５</u> 意見交換制度
<u>Ⅶ－６</u> 営業所の所在の確知	<u>Ⅸ－６</u> 営業所の所在の確知

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
Ⅶー 7 関係当局・海外監督当局等への連絡	Ⅸー 7 関係当局・海外監督当局等への連絡
Ⅶー 8 不利益処分の公表に関する考え方	Ⅸー 8 不利益処分の公表に関する考え方
Ⅶー 9 行政処分の連絡	Ⅸー 9 行政処分の連絡
I 総則 Iー 1 本事務ガイドラインの構成 令和3年5月に資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「法」という。）の改正が施行され、資金移動業者について、複数の種別が新設された。 具体的には、これまで100万円とされていた為替取引の上限額について、海外送金を含め、個人による高額商品・サービスの購入や企業間決済の際に利用するなどこれまでの上限額を超える送金ニーズに対応するために1件当たり100万円を超えた為替取引が可能な「第一種資金移動業」、また、従前の為替取引の上限額を大幅に下回り、相対的にリスクの小さいと考えられる5万円以下の為替取引のみを取り扱う「第三種資金移動業」である。なお、従前の資金移動業者は本改正により「第二種資金移動業」とされた。 （注）以下、第一種資金移動業を営む資金移動業者を「第一種資金移動業者」、第二種資金移動業を営む資金移動業者を「第二種資金移動業者」、第三種資金移動業を営む資金移動業者を「第三種資金移動業者」という。	I 総則 Iー 1 本事務ガイドラインの構成 令和3年5月に資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「法」という。）の改正が施行され、資金移動業者について、複数の種別が新設された。 具体的には、これまで100万円とされていた為替取引の上限額について、海外送金を含め、個人による高額商品・サービスの購入や企業間決済の際に利用するなどこれまでの上限額を超える送金ニーズに対応するために1件当たり100万円を超えた為替取引が可能な「第一種資金移動業」、また、従前の為替取引の上限額を大幅に下回り、相対的にリスクの小さいと考えられる5万円以下の為替取引のみを取り扱う「第三種資金移動業」である。なお、従前の資金移動業者は本改正により「第二種資金移動業」とされた。 （注）以下、第一種資金移動業を営む資金移動業者を「第一種資金移動業者」、第二種資金移動業を営む資金移動業者を「第二種資金移動業者」、第三種資金移動業を営む資金移動業者を「第三種資金移動業者」という。 また、令和4年6月に新たに改正法が施行され、電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業の新設に伴い、資金移動業が電子決済手段を発行する場合の規律等の追加、特定信

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
本事務ガイドラインは多様な<u>資金移動業者</u>の監督に利用可能な包括的なもので、かつ、重複する記述を少なくするという意図で策定されている。 そのため、「Ⅰ」「Ⅱ」は基本的には全ての種別の資金移動業（第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業）を営む<u>資金移動業者</u>を念頭に置いた記載となっている。 また、それに続いて、「Ⅲ」から「Ⅴ」までの部分では、<u>各種別に特有の、追加的な留意事項等</u>について記しているほか、「Ⅵ」において、複数種別の資金移動業を併営する<u>場合</u>の留意事項等を記している。 さらに「Ⅷ」においても、全ての種別の資金移動業を営む<u>資金移動業者</u>を念頭に置いた記載としているが、その一部において、第一種資金移動業特有の<u>記載</u>がある。 したがって、これらの資金移動業者を監督する者は、まずは「Ⅰ」「Ⅱ」を参照するとともに、対象となる種別の業務の属性に応じ、その種別特有の留意事項が記載されている「Ⅲ」から「Ⅵ」部分を<u>参照</u>することとする。	<u>託会社が特定信託受益権の発行により行う為替取引（以下「特定信託為替取引」という。）のみを業として行う特定資金移動業が新設された。</u> 本事務ガイドラインは多様な<u>資金移動業者及び特定信託会社</u>の監督に利用可能な包括的なもので、かつ、重複する記述を少なくするという意図で策定されている。 そのため、「Ⅰ」「Ⅱ」は基本的には全ての種別の資金移動業（第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業）を営む<u>資金移動業者及び特定資金移動業を営む特定信託会社</u>を念頭に置いた記載となっている。 また、それに続いて、「Ⅲ」から「Ⅵ」までの部分では、<u>各資金移動業の種別及び特定資金移動業に特有の追加的な留意事項等</u>について記しているほか、「Ⅶ」において、複数種別の資金移動業を併営する<u>場合や資金移動業と特定資金移動業を併営する場合</u>の留意事項等を記している。 さらに「Ⅸ」においても、全ての種別の資金移動業を営む<u>資金移動業者及び特定資金移動業を営む特定信託会社</u>を念頭に置いた記載としているが、その一部において、第一種資金移動業特有の<u>記載</u>や特定資金移動業に適用されない記載がある。 したがって、これらの資金移動業者を監督する者は、まずは「Ⅰ」「Ⅱ」を参照するとともに、対象となる種別の業務の属性に応じ、その種別特有の留意事項が記載されている「Ⅲ」から「Ⅵ」部分を<u>参照</u>し、特定資金移動業を営む特定

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>信託会社を監督する者は、まずは「Ⅵ」を参照することとし、必要に応じ「Ⅱ」、「Ⅲ」、「Ⅳ」及び「Ⅶ」部分を参照することとする。</u>
Ⅱ－２－１－１ 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等（略） Ⅱ－２－１－２－１ 主な着眼点 資金移動業者の業務に関して、取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、<u>資金移動サービスの不正利用</u>といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。 (1)～(4) （略） (5) （略） ① 犯罪行為に利用された疑いのある当該為替取引を速やかに停止するための態勢 ② 口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると疑われる場合には、当該者に対する資金の払出しを停止するための態勢 (注) ①又は②に基づき、為替取引や資金の払出しを停止した場合であって、かつ、当該為替取引が犯罪行為に利用されたと認めるに足る相当な理由がある場合又は口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると認めるに足る相当な理	Ⅱ－２－１－１ 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等（略） Ⅱ－２－１－２－１ 主な着眼点 資金移動業者の業務に関して、取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、<u>資金移動サービス（電子決済手段の発行及び償還を含む。以下同じ。）</u>の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。 (1)～(4) （略） (5) （略） ① 犯罪行為に利用された疑いのある当該為替取引を速やかに停止するための態勢 ② 口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると疑われる場合には、当該者に対する資金の払出しを停止するための態勢 (注 1) ①又は②に基づき、為替取引や資金の払出しを停止した場合であって、かつ、当該為替取引が犯罪行為に利用されたと認めるに足る相当な理由がある場合又は口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると認めるに足り

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
由がある場合には、資金移動業者の管理下にある当該為替取引及び資金の払出しに係る資金を被害者に返金する等の被害回復のための措置を講じることが望ましい。 <u>（新設）</u> (6)・(7) （略） <u>（新設）</u>	る相当な理由がある場合には、資金移動業者の管理下にある当該為替取引及び資金の払出しに係る資金を被害者に返金する等の被害回復のための措置を講じることが望ましい。 <u>（注2）例えば、資金移動業者がパーミッションレス型のブロックチェーンにおいて電子決済手段を発行する場合にあっては、自らが管理しないウォレットに係る電子決済手段の移転及び償還を停止するための態勢を講じる必要がある。</u> (6)・(7) （略） <u>(8) 電子決済手段等取引業者（法第2条第10項第4号に掲げる行為に係る業務を行う電子決済手段等取引業者に限る。以下(8)において同じ。）に取引記録の作成・保存、取引モニタリング等の犯収法上の義務の履行に必要な事務を委託する場合には、以下の態勢が整備されているか。</u> <u>① 電子決済手段等取引業者が委託された事務を確実に行うよう、適切な監督を行うこと。</u> <u>（注）適切な監督としては、例えば、委託先である電子決済手段等取引業者の管理について、責任部署を明確化し、当該電子決済手段等取引業者における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、当該電子決済手段等取引業者において顧客等に関する情報管理が適切に行われていることを確認するこ</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>と等が求められる。</u> ② <u>電子決済手段等取引業者との間の委託契約等において、資金移動業者からの求めに応じて、一定期間内に、当該資金移動業者に必要な記録・書類を送付すべきことを定めること。</u> ③ <u>電子決済手段等取引業者に対して取引モニタリング等を委託する場合は、電子決済手段等取引業者による取引の分析結果について定期的に共有を受け、確認・保存するとともに、当該分析結果を踏まえて、資金移動業者において疑わしい取引の届出を適切に行うための態勢整備を行うこと。</u> ④ <u>電子決済手段等取引業者との間の委託契約等において、電子決済手段等取引業者が行う分析の内容・方法、資金移動業者が共有を受けべき分析結果の範囲・共有を受け頻度等について定めること。</u> <u>（注）以上のほか、「Ⅱ－２－３－３ 外部委託」も参照のこと。</u>
Ⅱ－２－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等 Ⅱ－２－２－１ 利用者保護措置 （略） Ⅱ－２－２－１－１ 主な着眼点 （１） 一般的な着眼点 （略）	Ⅱ－２－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等 Ⅱ－２－２－１ 利用者保護措置 （略） Ⅱ－２－２－１－１ 主な着眼点 （１） 一般的な着眼点 （略）

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(2) 銀行等が行う為替取引との誤認防止 銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行う際には、内閣府令第 28 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項に加えて、同項第 4 号に規定する事項として、以下の点を説明しているか。 ① 利用者保護のため制度として履行保証金制度が設けられている旨 ② 法第 59 条に基づく履行保証金についての権利の実行の手續において、還付を受けられる権利が送金依頼人から受取人に移転する時点 (注) 履行保証金の還付は、資金移動業者が為替取引に係る債務を負っている者に対して行われるため、Ⅱ－2－2－2－1④（注 3）のとおり、受取人が現実に資金を受け取るまでは、送金人が還付対象者となることに留意する（約款により、別途の定めを置いている場合を除く。）。 <u>（新設）</u> (3) 利用者に対する情報の提供	(2) 銀行等が行う為替取引との誤認防止 銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行う際には、内閣府令第 28 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項に加えて、同項第 4 号に規定する事項として、以下の点を説明しているか。 ① 利用者保護のため制度として履行保証金制度が設けられている旨 ② 法第 59 条に基づく履行保証金についての権利の実行の手續において、還付を受けられる権利が送金依頼人から受取人に移転する時点 (注 1) 履行保証金の還付は、資金移動業者が為替取引に係る債務を負っている者に対して行われるため、Ⅱ－2－2－2－2－1④（注 3）のとおり、受取人が現実に資金を受け取るまでは、送金人が還付対象者となることに留意する（約款により、別途の定めを置いている場合を除く。）。 <u>（注 2）資金移動業者が電子決済手段を発行する場合には、上記①及び②に加えて、資金移動業者が当該電子決済手段の保有者に対して償還義務を負っている旨及び当該電子決済手段に係る利用者の資金を保全している旨を説明する必要がある。</u> (3) 利用者に対する情報の提供

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
①～⑤ （略） ⑥ 内閣府令第 29 条の 2 各号に規定された事項について、Ⅱ－２－２－１－１(1)①を踏まえ、利用者に対する適切な説明や情報提供を行う態勢を整備しているか。また、内閣府令第 29 条の 2 第 5 号に規定する利用者の損失の補償その他の対応に関する方針について、Ⅱ－２－６を踏まえたものとなっているか。 <u>(新設)</u>	①～⑤ （略） ⑥ 内閣府令第 29 条の 2 第 1 項各号に規定された事項について、 <u>上記(1)①</u> を踏まえ、利用者に対する適切な説明や情報提供を行う態勢を整備しているか。また、内閣府令第 29 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する利用者の損失の補償その他の対応に関する方針について、Ⅱ－２－６を踏まえたものとなっているか。 ⑦ <u>電子決済手段等取引業者が資金移動業者の資金移動業の利用者との間で法第 2 条第 10 項各号に掲げる行為に係る取引を行う場合には、内閣府令第 29 条の 2 第 2 項各号に規定された事項について、上記(1)①を踏まえ、利用者に対する適切な説明や情報提供を行う態勢を整備しているか。</u>
<u>(新設)</u>	(4) <u>電子決済手段の発行による為替取引を行うときの説明</u> ① <u>資金移動業者が電子決済手段の発行による為替取引を行うときは、内閣府令第 29 条の 3 第 2 項各号に規定された事項について、上記(1)①を踏まえ、利用者に対する適切な説明を行う態勢を整備しているか。</u> ② <u>内閣府令第 29 条の 3 第 2 項第 4 号に規定する「発行する電子決済手段の概要及び特性（当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。）」及び同項第 6 号に規定する「電子決済手段の性質に関し参考となると認められる事項」としては、例えば、以下の事項が考</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(4) 受取証書の交付 (略) (5) 為替取引に用いられないと認められる利用者の資金を保有しないための措置 為替取引に用いられるものではないと認められる利用者の資金の当該利用者への返還方法を定めているか。予め利用者が登録した銀行口座に振り込む方法以外の方法により返還又はその他の措置を行う場合、当該方法が迅速性や利用者利便の観点から妥当といえるか。また、定めた方	<u>えられる。</u> ・ <u>電子決済手段の主な用途</u> ・ <u>電子決済手段の保有又は移転の仕組みに関する事項</u> ・ <u>電子決済手段の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限</u> ・ <u>電子決済手段の流通状況</u> ・ <u>電子決済手段に内在するリスク</u> ・ <u>償還請求に係る債務者、執行方法、性質（資金移動業者が破綻した場合における当該請求権の取扱いを含む。）や償還を受ける方法、償還に要する期間、償還手数料等の償還に関する事項</u> ・ <u>利用者財産の管理方法、倒産隔離の状況等</u> (5) 受取証書の交付 (略) (6) 為替取引に用いられないと認められる利用者の資金（<u>電子決済手段に係る利用者の資金を含む。</u>）を保有しないための措置 為替取引に用いられるものではないと認められる利用者の資金の当該利用者への返還方法を定めているか。予め利用者が登録した銀行口座に振り込む方法以外の方法により返還又はその他の措置を行う場合、当該方法が迅速性

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
法に従い返還等を行うため、必要な情報を予め利用者から入手するための態勢が整備されているか。 <u>（注）利用者資金残高に利息を付す場合などについては、為替取引に利用する以外の目的での利用者資金の受け入れを誘引する仕組みが講じられていると考えられ、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号。以下「出資法」という。）の預り金規制に抵触するおそれがあると考えられる。</u> <u>（新設）</u> <u>(6) 利用者から受け入れた資金を貸付等の原資として用いることを防止するための措置</u> (略) <u>(7) インターネット取引を行う場合の措置</u> (略)	や利用者利便の観点から妥当といえるか。また、定めた方法に従い返還等を行うため、必要な情報を予め利用者から入手するための態勢が整備されているか。 <u>（注 1）利用者の資金の残高に利息を付す場合などについては、為替取引に利用する以外の目的での利用者の資金の受け入れを誘引する仕組みが講じられていると考えられ、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号。以下「出資法」という。）の預り金規制に抵触するおそれがあると考えられる。</u> <u>（注 2）資金移動業者が電子決済手段を発行している場合であって、電子決済手段等取引業者を介して為替取引に用いられることがないと認められる利用者の資金を利用者に返還することとしているときは、電子決済手段等取引業者が返還等に必要な情報を予め利用者から入手するための態勢が整備されているか等に留意すること。</u> <u>(7) 利用者から受け入れた資金を貸付等の原資として用いることを防止するための措置</u> (略) <u>(8) インターネット取引を行う場合の措置</u> (略)

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>（新設）</u>	<u>（9） 不適切な電子決済手段を発行しないための措置</u> <u>資金移動業者は、内閣府令第 31 条第 5 号に規定する利用者の保護又は資金移動業の適切かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置を講じるにあたっては、以下の点に留意するものとする。</u> <u>① 発行する電子決済手段について、権利の移転時期やその手続きが明確になっているか。</u> <u>（注）例えば、契約書や利用約款等において電子決済手段の移転の手続きや、移転の確定する時期及びその根拠を記載するとともに、これらの事項について利用者に対して十分な説明が行われているか。</u> <u>② II－2－1－2に定める態勢が適切に整備されているか。</u> <u>③ 資金移動業者や電子決済手段等取引業者の破綻時や技術的な不具合等（サイバー攻撃のほか、事務処理ミス、内部不正、システムの不具合等を含むがこれに限られない。）が生じた場合において、資金移動業者や電子決済手段等取引業者による電子決済手段等取引業に係る取引の解除・取消し（原状回復を含む。）や損失の補償等が確保されているなど、利用者の権利が適切に保護されているか。</u> <u>④ 利用者が電子決済手段の償還請求をする場合、速やか</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(9) その他利用者保護を図るための措置等 内閣府令第 31 条第 4 号に規定された事項について、Ⅱ－2－2－1－1(1)①を踏まえ、利用者に対する適切な説明や情報提供を行う態勢を整備しているか。また、損失の補償その他の対応に関する方針について、Ⅱ－2－6 を踏まえたものとなっているか。	<u>に適切な償還が行われる態勢として、例えば以下の措置を講じているか。</u> <u>イ. 受付窓口の設置</u> <u>ロ. 利用者に対する適切な情報提供</u> <u>(注) 例えば、上記(4)②に定める事項を利用者に提供することが考えられ、償還手数料については合理的に算出された適切なものであることを要する。</u> <u>ハ. 利用者への償還手続きに係る社内規程の策定等</u> (10) その他利用者保護を図るための措置等 内閣府令第 31 条第 4 号に規定された事項について、<u>上記(1)①</u>を踏まえ、利用者に対する適切な説明や情報提供を行う態勢を整備しているか。また、損失の補償その他の対応に関する方針について、Ⅱ－2－6 を踏まえたものとなっているか。
Ⅱ－2－2－2 帳簿書類 (略) Ⅱ－2－2－2－1 主な着眼点 ①～③ (略) ④ 未達債務の発生・移転・消滅の認識する時点に係る考え方を定めた上で、未達債務を当該考え方に則り適切に認識するための態勢を整備しているか（注 2～4）。特に、国際送金を行う場合には、債務の相手方が国内にある利用者から海外にある利用者に移転する時点を適切	Ⅱ－2－2－2 帳簿書類 (略) Ⅱ－2－2－2－1 主な着眼点 ①～③ (略) ④ 未達債務の発生・移転・消滅の認識する時点に係る考え方を定めた上で、未達債務を当該考え方に則り適切に認識するための態勢を整備しているか（注 2～4）。特に、国際送金を行う場合には、債務の相手方が国内にある利用者から海外にある利用者に移転する時点を適切

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
に認識しているか（注５）。さらに、為替取引に係る支払いを他の資金移動業者等に委託する場合には、未達債務が当該他の資金移動業者等に移転する時点を適切に認識しているか（注６）。 （注２）未達債務の発生に関しては、遅くとも資金移動業者（その業務委託先を含む）が利用者から資金を受領した時点においては未達債務の発生を認識する必要がある。 （注３）～（注６） （略）	に認識しているか（注５）。さらに、為替取引に係る支払いを他の資金移動業者等に委託する場合には、未達債務が当該他の資金移動業者等に移転する時点を適切に認識しているか（注６）。 （注２）未達債務の発生に関しては、遅くとも資金移動業者（その業務委託先を含む。）が利用者から資金を受領した時点においては未達債務の発生を認識する必要がある。 （注３）～（注６） （略）
Ⅱ－２－２－４ 苦情等への対処（金融ＡＤＲ制度への対応も含む） 資金移動業者が利用者からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）に真摯に対応して利用者の理解を得ようとすることは、資金移動業者にとって利用者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ利用者保護上重要な活動の一つである。 近年、利用者の保護を図り資金移動業務（「資金移動業務」とは、資金移動業者が営む資金移動業の業務をいう。以下同じ。）への利用者の信頼性を確保する観点から、苦情等への事後的な対処の重要性もさらに高まっている。 このような観点を踏まえ、簡易・迅速に苦情処理・紛争解決を行うための枠組みとして金融ＡＤＲ制度（ＡＤＲについて（注）参照）が導入されており、資金移動業者においては、金融ＡＤＲ制度も踏まえつつ、適切に苦情等に対処していく	Ⅱ－２－２－４ 苦情等への対処（金融ＡＤＲ制度への対応も含む） 資金移動業者が利用者からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）に真摯に対応して利用者の理解を得ようとすることは、資金移動業者にとって利用者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ利用者保護上重要な活動の一つである。 近年、利用者の保護を図り資金移動業務（「資金移動業務」とは、資金移動業者が営む資金移動業の業務をいう。以下同じ。）への利用者の信頼性を確保する観点から、苦情等への事後的な対処の重要性もさらに高まっている。 このような観点を踏まえ、簡易・迅速に苦情処理・紛争解決を行うための枠組みとして金融ＡＤＲ制度（ＡＤＲについて（注）参照）が導入されており、資金移動業者においては、金融ＡＤＲ制度も踏まえつつ、適切に苦情等に対処していく

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
必要がある。 （注）A D R（Alternative Dispute Resolution） 訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待される。 資金移動業務に関する申出としては、相談のほか、いわゆる苦情・紛争などの顧客からの不満の表明など、様々な態様のものがありうる。資金移動業者には、これらの様々な態様の申出に対して適切に対処していくことが重要であり、かかる対処を可能とするための適切な内部管理態勢を整備することが求められる。 加えて、資金移動業者には、金融A D R制度において、苦情と紛争のそれぞれについて適切な態勢を整備することが求められている。 もっとも、これら苦情・紛争の区別は相対的で相互に連続性を有するものである。特に、金融A D R制度においては、指定A D R機関（注）において苦情処理手続と紛争解決手続の連携の確保が求められていることを踏まえ、資金移動業者においては、利用者からの申出を形式的に「苦情」「紛争」に切り分けて個別事案に対処するのではなく、両者の相対性・連続性を勘案し、適切に対処していくことが重要である。 （注）指定A D R機関とは、指定資金移動業務紛争解決機関（法第2条第13項に規定する「指定紛争解決機関」	必要がある。 （注）A D R（Alternative Dispute Resolution） 訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待される。 資金移動業務に関する申出としては、相談のほか、いわゆる苦情・紛争などの顧客からの不満の表明など、様々な態様のものがありうる。資金移動業者には、これらの様々な態様の申出に対して適切に対処していくことが重要であり、かかる対処を可能とするための適切な内部管理態勢を整備することが求められる。 加えて、資金移動業者には、金融A D R制度において、苦情と紛争のそれぞれについて適切な態勢を整備することが求められている。 もっとも、これら苦情・紛争の区別は相対的で相互に連続性を有するものである。特に、金融A D R制度においては、指定A D R機関（注）において苦情処理手続と紛争解決手続の連携の確保が求められていることを踏まえ、資金移動業者においては、利用者からの申出を形式的に「苦情」「紛争」に切り分けて個別事案に対処するのではなく、両者の相対性・連続性を勘案し、適切に対処していくことが重要である。 （注）指定A D R機関とは、指定資金移動業務紛争解決機関（法第2条第23項に規定する「指定紛争解決機関」

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
であって、その紛争解決等業務の種別が資金移動業務であるもの）をいう。	であって、その紛争解決等業務の種別が資金移動業務であるもの）をいう。
Ⅱ－２－２－４－２ 金融ＡＤＲ制度への対応 Ⅱ－２－２－４－２－１ <u>指定資金移動業務紛争解決機関（指定ＡＤＲ機関）</u>が存在する場合の主な着眼点 （略） Ⅱ－２－２－４－２－２ <u>指定資金移動業務紛争解決機関（指定ＡＤＲ機関）</u>が存在しない場合の主な着眼点 （略） ① 苦情処理措置・紛争解決措置の選択 自らが営む資金移動業務の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数を苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。なお、その際は、例えば、利用者が苦情・紛争を申し出るに当たり、利用者にとって地理的にアクセスしやすい環境を整備するなど、利用者の利便の向上に資するような取組みを行うことが望ましい。 イ. ～ハ. （略） 二. 苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人（イ f、ロ e）を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行	Ⅱ－２－２－４－２ 金融ＡＤＲ制度への対応 Ⅱ－２－２－４－２－１ <u>指定ＡＤＲ機関</u>が存在する場合の主な着眼点 （略） Ⅱ－２－２－４－２－２ <u>指定ＡＤＲ機関</u>が存在しない場合の主な着眼点 （略） ① 苦情処理措置・紛争解決措置の選択 自らが営む資金移動業務の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数を苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。なお、その際は、例えば、利用者が苦情・紛争を申し出るに当たり、利用者にとって地理的にアクセスしやすい環境を整備するなど、利用者の利便の向上に資するような取組みを行うことが望ましい。 イ. ～ハ. （略） 二. 苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人（イ f、ロ e）を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
するに足る経理的基礎及び人的構成を有する法人であること（内閣府令第 32 条の 4 第 1 項第 5 号、同条第 2 項第 4 号）について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。 Ⅱ－２－２－４－３ 利用者に対する情報提供 法令上、利用者に対する情報提供として金融 A D R 制度への対応内容を明示することが、義務付けられている。情報提供する際、指定 A D R 機関が存在しない場合は苦情処理措置・紛争解決措置の内容を説明する必要があるが、例えば、資金移動業者が外部機関を利用している場合、当該外部機関（苦情処理・紛争解決にかかる業務の一部を他の機関に委託等している場合、当該他の機関も含む）の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を説明するべきことに留意する。	するに足る経理的基礎及び人的構成を有する法人であること（内閣府令第 32 条の 4 第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 4 号）について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。 Ⅱ－２－２－４－３ 利用者に対する情報提供 法令上、利用者に対する情報提供として金融 A D R 制度への対応内容を明示することが、義務付けられている。情報提供する際、指定 A D R 機関が存在しない場合は苦情処理措置・紛争解決措置の内容を説明する必要があるが、例えば、資金移動業者が外部機関を利用している場合、当該外部機関（苦情処理・紛争解決にかかる業務の一部を他の機関に委託等している場合、当該他の機関も含む。）の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を説明するべきことに留意する。
Ⅱ－２－３ 事務運営 Ⅱ－２－３－１ システムリスク管理 （略） Ⅱ－２－３－１－１ 主な着眼点 (1)・(2) （略） (3) システムリスク評価 ① システムリスク管理部門は、顧客チャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変	Ⅱ－２－３ 事務運営 Ⅱ－２－３－１ システムリスク管理 （略） Ⅱ－２－３－１－１ 主な着眼点 (1)・(2) （略） (3) システムリスク評価 ① システムリスク管理部門は、顧客チャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・評価しているか。 また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。 なお、多様なサービスやシステム（外部事業者が提供するものも含む。）と連携した、高度・複雑な情報システムを有している場合には、システムリスクに、以下のようなものを含めているか。 ・ 多様なサービスやシステムを利用することによって生じるリスク ・ 取引の急増への対応など、多様なサービスやシステムと連携することによって生じるリスク なお、取引の急増が想定される場合に、システム連携を行う他社と想定取引件数などを事前に連携し、必要な対策を講じているか。 <u>（新設）</u> ②・③ （略） (4) （略） (5) サイバーセキュリティ管理 ①～④ （略） ⑤ システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリ	化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・評価しているか。 また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。 なお、多様なサービスやシステム（外部事業者が提供するものも含む。）と連携した、高度・複雑な情報システムを有している場合には、システムリスクに、以下のようなものを含めているか。 ・ 多様なサービスやシステムを利用することによって生じるリスク ・ 取引の急増への対応など、多様なサービスやシステムと連携することによって生じるリスク なお、取引の急増が想定される場合に、システム連携を行う他社と想定取引件数などを事前に連携し、必要な対策を講じているか。 <u>（注）電子決済手段の発行及び償還に係る業務において、ブロックチェーン等の技術を利用する場合は、当該技術に関するリスクの検討も必要となる点に留意する。</u> ②・③ （略） (4) （略） (5) サイバーセキュリティ管理 ①～④ （略） ⑤ システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリ

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
ティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。 ⑥ サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。 ⑦～⑩ （略） (6) システム企画・開発・運用管理 ①～④ （略） ⑤ 他社のシステムと連携する場合や、多数の利用者が資金移動システムを利用することが見込まれる場合には、システム全体の品質を確保するために、以下の観点を含めた規程や方針等を策定し、適切に実施しているか。 - 品質を確保するためのテスト実施方針を定めること - システムのパフォーマンス・キャパシティ管理にお	ティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。 <u>また、脆弱性及び脅威情報の定期的な情報収集・分析・対応を組織的に実施しているか。</u> <u>（注）電子決済手段の発行及び償還に係る業務において、ブロックチェーン等の技術を利用する場合、関連する周辺技術を含めた幅広い情報収集の必要性があることに留意する。</u> ⑥ サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。 <u>また、国内外でサイバーセキュリティ侵害事案が発生した場合には、適宜リスク評価を行うなど自社への影響を検討しているか。</u> ⑦～⑩ （略） (6) システム企画・開発・運用管理 ①～④ （略） ⑤ 他社のシステムと連携する場合や、多数の利用者が資金移動システムを利用することが見込まれる場合には、システム全体の品質を確保するために、以下の観点を含めた規程や方針等を策定し、適切に実施しているか。 - 品質を確保するためのテスト実施方針を定めること - システムのパフォーマンス・キャパシティ管理にお

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
いて、他社事例も踏まえ、取引の急増を想定した計画とし、<u>敷居値</u>を設定すること（大規模な販売促進活動を行う等、一時的な取引件数の増加が見込まれる場合を含む。） ・ 各種資源の性能や容量の限界を考慮した、監視項目の設定や負荷状態の監視、必要に応じた制御を行うこと ・ システム開発時にシステムの制限値を把握すること等 ⑥・⑦ （略） (7)～(10) （略）	いて、他社事例も踏まえ、取引の急増を想定した計画とし、<u>閾値</u>を設定すること（大規模な販売促進活動を行う等、一時的な取引件数の増加が見込まれる場合を含む。） ・ 各種資源の性能や容量の限界を考慮した、監視項目の設定や負荷状態の監視、必要に応じた制御を行うこと ・ システム開発時にシステムの制限値を把握すること等 ⑥・⑦ （略） (7)～(10) （略）
Ⅱ－２－５ 口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの連携 (略) Ⅱ－２－５－１ 主な着眼点 ① （略） ② 内部管理部門は、連携サービスにおいて発生が見込まれる犯罪の種類に基づき、関連する犯罪の発生状況や手口に関する情報の収集・分析を行い、今後発生が懸念される犯罪手口も考慮した上で、連携サービスに係る業務の実施態勢（不正防止策含む）の向上を図っているか。また、その内容を定期的かつ適時に経営陣に報告しているか。 ③ 内部監査部門は、定期的かつ適時に、連携サービスに	Ⅱ－２－５ 口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの連携 (略) Ⅱ－２－５－１ 主な着眼点 ① （略） ② 内部管理部門は、連携サービスにおいて発生が見込まれる犯罪の種類に基づき、関連する犯罪の発生状況や手口に関する情報の収集・分析を行い、今後発生が懸念される犯罪手口も考慮した上で、連携サービスに係る業務の実施態勢（不正防止策含む。）の向上を図っているか。また、その内容を定期的かつ適時に経営陣に報告しているか。 ③ 内部監査部門は、定期的かつ適時に、連携サービスに

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
係る業務の実施態勢（不正防止策含む）について監査を行っているか。また、監査結果を経営陣に報告しているか。 ④ （略） (2)・(3) （略） (4) 利用者等への通知 利用者等が早期の被害認識を可能とするため、口座振替サービス等との連携に際し、連携先と協力し、あらかじめ連携先に登録されている利用者等の電話番号やメールアドレス等の連絡先に通知する（電話番号宛ての SMS（ショートメッセージサービス）を含む）など、利用者等が連携事実及び連携内容を適時に確認する手段を講じているか。 （注）連携先に登録されている連絡先に通知する方法により上記手段を講じるにあたっては、連携先において、電話番号やメールアドレス等の連絡先の登録・変更に堅牢な認証方式が導入されていることを確認する必要があることに留意する。 (5)・(6) （略）	係る業務の実施態勢（不正防止策含む。）について監査を行っているか。また、監査結果を経営陣に報告しているか。 ④ （略） (2)・(3) （略） (4) 利用者等への通知 利用者等が早期の被害認識を可能とするため、口座振替サービス等との連携に際し、連携先と協力し、あらかじめ連携先に登録されている利用者等の電話番号やメールアドレス等の連絡先に通知する（電話番号宛ての SMS（ショートメッセージサービス）を含む。）など、利用者等が連携事実及び連携内容を適時に確認する手段を講じているか。 （注）連携先に登録されている連絡先に通知する方法により上記手段を講じるにあたっては、連携先において、電話番号やメールアドレス等の連絡先の登録・変更に堅牢な認証方式が導入されていることを確認する必要があることに留意する。 (5)・(6) （略）
Ⅱ－２－６ 不正取引に対する補償 （略） Ⅱ－２－６－１ 主な着眼点	Ⅱ－２－６ 不正取引に対する補償 （略） Ⅱ－２－６－１ 主な着眼点

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
① 内閣府令第 29 条の 2 第 5 号及び第 31 条第 4 号に基づき、資金移動サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針（以下「補償方針」という。）を策定し、資金移動業の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある資金移動業の利用者以外の者も容易に知りうる状態においているか。 （注 1）・（注 2） （略） ② 補償方針には、少なくとも以下の事項が定められているか イ. ～ニ. （略） ホ. 不正取引の公表基準 （注）ハに定める事項については、内閣府令第 29 条の 2 第 5 号及び第 31 条第 4 号に基づき、当該事項に関する連携先との契約内容の全てについて利用者への情報提供等を行う必要までではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。 ③・④ （略） Ⅱ－2－6－2 監督手法・対応 （略）	① 内閣府令第 29 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 31 条第 4 号に基づき、資金移動サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針（以下「補償方針」という。）を策定し、資金移動業の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある資金移動業の利用者以外の者も容易に知りうる状態においているか。 （注 1）・（注 2） （略） ② 補償方針には、少なくとも以下の事項が定められているか イ. ～ニ. （略） ホ. 不正取引の公表基準 （注）ハに定める事項については、内閣府令第 29 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 31 条第 4 号に基づき、当該事項に関する連携先との契約内容の全てについて利用者への情報提供等を行う必要までではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。 ③・④ （略） Ⅱ－2－6－2 監督手法・対応 （略）

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>（新設）</u>	Ⅱ－２－７ 電子決済手段関連業務を行う場合 <u>電子決済手段を発行する資金移動業者が、その発行する電子決済手段について、自ら電子決済手段関連業務（法第２条第 11 項に定める電子決済手段関連業務をいう。）を行う場合には、法第 62 条の 8 第 2 項に基づき電子決済手段等取引業者とみなされることを踏まえて、事務ガイドライン「第三分冊：金融会社関係 17. 電子決済手段等取引業者」を参照するものとする。</u>
Ⅲ 第一種資金移動業者に係る監督上の評価項目 （略） Ⅲ－１ 業務実施計画 第一種資金移動業者は、<u>認可</u>を受けた業務実施計画により、適正かつ確実に業務を遂行する必要がある。	Ⅲ 第一種資金移動業者に係る監督上の評価項目 （略） Ⅲ－１ 業務実施計画 第一種資金移動業者は、<u>法第 40 条の 2 第 1 項に規定する認可</u>を受けた業務実施計画により、適正かつ確実に業務を遂行する必要がある。
Ⅲ－１－２－１ 主な着眼点 提供するサービスは、厳格な滞留規制を遵守する観点から問題はないか。また、システムリスク管理上やテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策上、問題はないか。例えば、以下のような点に問題がないか検証すること。 ・ 為替取引に係る資金の入金の方法 ・ 為替取引に係る資金の受取の方法 ・ 緊急時の利用者への連絡方法 ・ 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域 ・ 為替取引の依頼が集中した場合等に、受取人に資金を	Ⅲ－１－２－１ 主な着眼点 提供するサービスは、厳格な滞留規制を遵守する観点から問題はないか。また、システムリスク管理上やテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策上、問題はないか。例えば、以下のような点に問題がないか検証すること。 ・ 為替取引に係る資金の入金の方法 ・ 為替取引に係る資金の受取の方法 ・ 緊急時の利用者への連絡方法 ・ 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域 ・ 為替取引の依頼が集中した場合等に、受取人に資金を

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
円滑に払い出すために必要な送金資金（コルレス先の資金を含む）の確保 Ⅲ－１－２－２ 監督手法・対応 （略）	円滑に払い出すために必要な送金資金（コルレス先の資金を含む。）の確保 Ⅲ－１－２－２ 監督手法・対応 （略）
Ⅳ 第二種資金移動業者に係る監督上の評価項目 Ⅳ－１ 滞留規制 資金移動業者に為替取引との関連性に疑義がある利用者資金が滞留することの問題点として、①資金移動業者が利用者資金を受け入れた状態で破綻した場合、利用者が還付を受けるまでに相応の時間を要するなど、利用者保護の観点から問題があること、②資金移動業者が本来的には必要がない保全コストを負担することになり、効率的な業務運営の妨げとなりうること、③出資法第２条の預り金規制に抵触する疑義が生じうること、④銀行預金と異なり経済活動に活用されない資金が増加することにより、経済的悪影響が生じうることが考えられる。 第二種資金移動業については、利用者資金の受入れについて定量的な制限がなく、第一種資金移動業及び第三種資金移動業と比較し、為替取引に用いられないことがない利用者資金を保有する可能性が高いことから、こうした利用者資金を保有しないための措置を講ずる必要がある。 <u>（新設）</u>	Ⅳ 第二種資金移動業者に係る監督上の評価項目 Ⅳ－１ 滞留規制 資金移動業者に為替取引との関連性に疑義がある利用者資金が滞留することの問題点として、①資金移動業者が利用者資金を受け入れた状態で破綻した場合、利用者が還付を受けるまでに相応の時間を要するなど、利用者保護の観点から問題があること、②資金移動業者が本来的には必要がない保全コストを負担することになり、効率的な業務運営の妨げとなりうること、③出資法第２条の預り金規制に抵触する疑義が生じうること、④銀行預金と異なり経済活動に活用されない資金が増加することにより、経済的悪影響が生じうることが考えられる。 第二種資金移動業については、利用者資金の受入れについて定量的な制限がなく、第一種資金移動業及び第三種資金移動業と比較し、為替取引に用いられないことがない利用者資金を保有する可能性が高いことから、こうした利用者資金を保有しないための措置を講ずる必要がある。 <u>（注）資金移動業者が法第２条第１０項第４号に規定する業務を電子決済手段等取引業者に委託する場合も、自ら又</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
IV－１－１ 主な着眼点 （略）	<u>は電子決済手段等取引業者を通じ、滞留規制に係る態勢整備が必要となる点に留意する。</u> IV－１－１ 主な着眼点 （略）
<u>（新設）</u>	IV－２ 電子決済手段を発行する場合の留意点 <u>電子決済手段を発行及び償還する行為は、基本的に為替取引に該当することから、業として電子決済手段の発行及び償還を行う者には、資金移動業の登録が求められ、資金移動業者が、電子決済手段の発行者として為替取引を行う場合、送金上限規制や滞留規制等が適用される。また、ブロックチェーン等を用いた電子決済手段については、当該発行者と移転・管理等を行う電子決済手段等取引業者が分離してサービスが提供されることも想定されるが、電子決済手段等取引業者による電子決済手段の移転・管理等は、当該発行者に適用される送金上限規制や滞留規制の範囲内で行う必要がある。そのため、当該発行者は、自ら電子決済手段の移転・管理等を行わない場合には、電子決済手段等取引業者を通じて、送金上限規制や滞留規制に係る態勢を講じなければならない点に留意する必要がある。</u> (1) 滞留規制 <u>電子決済手段等取引業者が管理するウォレットにおいて、利用者（電子決済手段等取引業者を除く。）の電子決済手段</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>の額が1人当たり 100 万円を超えている場合、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、電子決済手段等取引業者が管理する電子決済手段に係る利用者の資金が為替取引に関するものであるかを確認するための態勢が整備されているか。また、仮に為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断される場合、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、利用者に償還を請求するようし、利用者がこれに応じない場合、利用者への電子決済手段の償還その他の当該電子決済手段に係る利用者の資金を保有しないための措置を講じる態勢が整備されているか。</u> <u>なお、利用者資金と為替取引との関連性を判断するに当たっては、Ⅳ－１－１を参照するものとする。</u> <u>(2) 移転上限</u> <u>電子決済手段等取引業者が利用者の指図により電子決済手段を移転させる場合（電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットに移転する場合を含む。）、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、当該移転の1件当たりの金額が100万円を超えないようにするための措置を講ずる態勢が整備されているか。</u> <u>（注）第二種資金移動業者が利用者に対し新規に電子決済手段を発行する場合も同様に留意する必要がある。ただし、電子決済手段等取引業者が第二種資金移動業者から電子決済手段の新規発行を受ける場合には、この</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>限りではない。</u>
<u>（新設）</u>	Ⅳ－３ 法第２条第 10 項第 4 号に規定する業務を電子決済手段等取引業者に委託する場合の留意点 <u>法第 2 条第 10 項第 4 号に規定する業務を電子決済手段等取引業者に委託する第二種資金移動業者においては、電子決済手段等取引業者が利用者の指図により未達債務に係る債権を移転させる場合、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、当該移転の 1 件当たりの金額が 100 万円を超えないようにするための措置を講ずる態勢が整備されているかについて留意する必要がある。</u>
Ⅳ－２ 監督手法・対応 検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された<u>滞留規制</u>に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。 さらに、第二種資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－３による。）。	Ⅳ－４ 監督手法・対応 検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された<u>滞留規制及び移転上限</u>に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。 さらに、第二種資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	を行う際に留意する事項はⅧ－３による。）。
V 第三種資金移動業者に係る監督上の評価項目 V－１ 滞留規制（為替取引に関する上限額） （略） <u>V－１－１ 主な着眼点</u> ①・② （注） ③ 上記対応について規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。また、必要なシステム対応を行っているか。 <u>（新設）</u>	V 第三種資金移動業者に係る監督上の評価項目 V－１ 滞留規制（為替取引に関する上限額） （略） <u>V－１－１ 主な着眼点</u> ①・② （注） ③ 上記対応について規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。また、必要なシステム対応を行っているか。 <u>（注）第三種資金移動業者が電子決済手段を発行する場合及び法第２条第１０項第４号に規定する業務を電子決済手段等取引業者に委託する場合については、Ⅳ－２（２）及びⅣ－３に準じて必要な措置を講ずる必要があることに留意する。</u>
V－１－２ 監督手法・対応 （略）	V－１－２ 監督手法・対応 （略）
V－３ 第三種資金移動業に係る利用者保護措置 V－３－１ 主な着眼点 （１） （略） （２） 利用者に対する情報提供	V－３ 第三種資金移動業に係る利用者保護措置 V－３－１ 主な着眼点 （１） （略） （２） 利用者に対する情報提供

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
① 内閣府令第 29 条第 1 項各号若しくは第 2 項各号又は第 29 条の 2 各号に規定された事項について、書面を交付（電磁的方法を含む）した上で説明を行うこととするなど、十分な情報提供を行っているか。 ② 内閣府令第 29 条の 2 第 4 号に規定する法第 59 条第 1 項ただし書に規定する権利の内容として、以下の点を説明しているか。 ・ 預貯金等管理割合を 10 割としている場合は、履行保証金が存在しないため、破綻時に同項に規定する優先弁済権を有しない旨 ・ 預貯金等管理割合を 10 割とせずに預貯金等管理を行う場合は、第三種資金移動業に関し負担する債務に係る債権については、預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額を限度として、履行保証金に係る権利を有する旨及び供託等している履行保証金の範囲で還付を受けられる旨 V－3－2 監督手法・対応 (略)	① 内閣府令第 29 条第 1 項各号若しくは第 2 項各号又は第 29 条の 2 第 1 項各号若しくは第 2 項各号に規定された事項について、書面を交付（電磁的方法を含む。）した上で説明を行うこととするなど、十分な情報提供を行っているか。 ② 内閣府令第 29 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する法第 59 条第 1 項ただし書に規定する権利の内容として、以下の点を説明しているか。 ・ 預貯金等管理割合を 10 割としている場合は、履行保証金が存在しないため、破綻時に同項に規定する優先弁済権を有しない旨 ・ 預貯金等管理割合を 10 割とせずに預貯金等管理を行う場合は、第三種資金移動業に関し負担する債務に係る債権については、預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額を限度として、履行保証金に係る権利を有する旨及び供託等している履行保証金の範囲で還付を受けられる旨 V－3－2 監督手法・対応 (略)
(新設)	VI 特定信託会社に係る監督上の評価項目 VI－1 特定資金移動業 特定信託会社は、法第 37 条の 2 第 3 項の規定による届出を行うことにより、特定信託為替取引を業として営むことが

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>できるところ、第二種資金移動業者と同様の送金上限規制が適用される。また、業務実施計画の認可を受けることにより、1件当たり100万円を超える資金の移動に係る特定信託為替取引もできるため、業務実施計画の認可を受けた特定信託会社については、第一種資金移動業者と同様に、高額の特定信託為替取引を行うことに伴うリスクを踏まえた充実した体制整備が求められる。</u>
(新設)	VI-2 事務ガイドラインの適用・準用 <u>特定信託会社の監督に当たっては、特定信託会社を資金移動業者とみなし、不祥事件についてはⅡ-2-1-4、利用者保護のための情報提供・相談機能等についてはⅡ-2-2、外部委託についてはⅡ-2-3-3、口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの連携についてはⅡ-2-5及び不正取引に対する補償についてはⅡ-2-6、電子決済手段関連業務を行う場合についてはⅡ-2-7を適用するものとし、このほか、適宜、必要に応じて、Ⅱ-1及びⅡ-2を準用する。</u> <u>（注）特定信託会社に適用・準用するにあたっては、以下のとおり読み替えるほか、必要に応じて適宜読み替えるものとする。</u> <u>イ.「資金移動業務」とは、特定信託会社が営む特定資金移動業の業務をいうものとする。</u> <u>ロ.「指定ADR機関」とは、指定特定資金移動業務紛争解決機関（法第2条第23項に規定する「指定紛争解決</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>機関」であって、その紛争解決等業務の種別が特定資金移動業務であるもの）をいうものとする。</u>
（新設）	VI－3 受益者からの償還の請求等 <u>特定資金移動業を営む特定信託会社は、法第 37 条の 2 第 4 項及び内閣府令第 3 条の 7 に基づき、当該特定資金移動業に係る特定信託受益権の受益者から信託契約期間中に当該特定信託受益権について信託の元本の全部又は一部の償還の請求を受けた場合には、遅滞なく、当該特定信託受益権に係る信託契約の一部の解約によりその請求に応じ、又は当該特定信託受益権の履行等金額（内閣府令第 3 条の 7 に規定する履行等金額をいう。以下同じ。）と同額で当該特定信託受益権を買い取る体制を整備する必要がある。</u>
（新設）	VI－4 業務実施計画 <u>特定信託会社は、100 万円を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業として営もうとするときは、法第 37 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 40 条の 2 第 1 項に規定する認可を受けた業務実施計画により、適正かつ確実に業務を遂行する必要がある。</u>
（新設）	VI－5 第一種資金移動業者に係る監督上の評価項目の準用 <u>100 万円を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業として営む特定信託会社の監督に当たっては、業務の提供方法についてはⅢ－１－２に、システムリスク管理についてはⅢ－１－３に、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策についてはⅢ－１－４に、為替取引の上限額については</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>Ⅲ－１－５に、為替取引に関する事故が発生した場合等の対応方針についてはⅢ－１－６にそれぞれ必要に応じて、適宜準じるものとする。</u>
（新設）	<u>Ⅵ－６ 第二種資金移動業者に係る監督上の評価項目の準用</u> 業務実施計画の認可を受けていない特定信託会社が特定信託為替取引を行う場合の監督に当たっては、Ⅳ－２（２）及びⅣ－４に、それぞれ準じるものとする。
<u>Ⅵ 複数種別の資金移動業を併営する場合の監督上の評価項目</u> <u>Ⅵ－１ 数種別の資金移動業を併営する場合の弊害防止</u> 利用者利便を確保するために、同一の <u>資金移動業者</u> による複数種別の資金移動業を併営することが認められているが、他方で、併営に伴う弊害を防止する必要がある。	<u>Ⅶ 複数種別の資金移動業を併営する場合の監督上の評価項目</u> <u>Ⅶ－１ 複数種別の資金移動業を併営する場合の弊害防止</u> 利用者利便を確保するために、同一の <u>資金移動業者及び特定信託会社</u> による複数種別の資金移動業を併営することが認められているが、他方で、併営に伴う弊害を防止する必要がある。
<u>Ⅵ－１－１ 主な着眼点</u> (1) 二以上の種別の資金移動業を営む場合に必要な措置 ① 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、 <u>営む資金移動業の種別ごとに、各利用者が受け入れた資金の残高、送金実績等の利用状況を、分かりやすく容易に知ることができるようにするための措置を講じているか。</u> ② （略） <u>（新設）</u>	<u>Ⅶ－１－１ 主な着眼点</u> (1) 二以上の種別の資金移動業を営む場合に必要な措置 ① 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、 <u>利用者が受け入れた資金の残高、送金実績等の利用状況を、営む資金移動業の種別に応じて、容易に知ることができるようにするための措置を講じているか。</u> ② （略） <u>(2) 資金移動業及び特定資金移動業を営む場合に必要な措</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(2) 第一種資金移動業及び第二種資金移動業を営む場合に 必要な措置 (略)	<u>置</u> ① <u>資金移動業及び特定資金移動業を営む特定信託会社は、利用者が受け入れた資金の残高、送金実績等の利用状況を、資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれについて、容易に知ることができるようにするための措置を講じているか。</u> ② <u>法第 53 条第 1 項（法第 37 条の 2 第 2 項の規定により適用する場合を含む。）に規定する報告書において、資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれに報告が求められていることを踏まえ、資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれに勘定を設け、区分経理を行っているか。</u> (3) 第一種資金移動業及び第二種資金移動業を営む場合に 必要な措置 (略)
Ⅵ－１－２ 監督手法・対応 検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された複数種別の資金移動業を併営する場合の弊害防止に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、<u>資金移動業者</u>における自主的な業務改善状況を把握することとする。 さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動	Ⅶ－１－２ 監督手法・対応 検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された複数種別の資金移動業を併営する場合の弊害防止に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、<u>資金移動業者及び特定信託会社</u>における自主的な業務改善状況を把握することとする。 さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、<u>資金移動業者</u>に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－３による。）。	業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、<u>資金移動業者及び特定信託会社</u>に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－３による。）。
Ⅶ 外国資金移動業者に対する基本的考え方 Ⅶ－１ 外国資金移動業者の勧誘の禁止 <u>外国資金移動業者（法に基づく登録を受けた者を除く。以下、Ⅶ－２において同じ。）</u>は、法令に別段の定めがある場合を除き、国内にある者に対して、為替取引の<u>勧誘</u>をしてはならない。 Ⅶ－２ 外国資金移動業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引 <u>外国資金移動業者</u>がホームページ等に為替取引に関する広告等を掲載する行為については、原則として、「勧誘」行為に該当する。 ただし、以下に掲げる措置を始めとして、日本国内にある者との間の為替取引につながらないような合理的な措置が講じられている限り、日本国内にある者に向けた「勧誘」に	Ⅷ 外国資金移動業者等に対する基本的考え方 Ⅷ－１ 外国資金移動業者等の勧誘の禁止 <u>外国資金移動業者（法に基づく登録を受けた者を除く。以下Ⅷ－２において同じ。）及び外国信託業者（信託業法第 2 条第 5 項に規定する外国信託業者をいい、法に基づく届出をしている外国信託会社を除く。以下Ⅷ－２において同じ）</u>は、法令に別段の定めがある場合を除き、国内にある者に対して、為替取引の<u>勧誘（電子決済手段の発行及び償還並びにその勧誘を含む。以下Ⅷにおいて同じ。）</u>をしてはならない。 Ⅷ－２ 外国資金移動業者等によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引 <u>外国資金移動業者及び外国信託業者</u>がホームページ等に為替取引に関する広告等を掲載する行為については、原則として、「勧誘」行為に該当する。 ただし、以下に掲げる措置を始めとして、日本国内にある者との間の為替取引につながらないような合理的な措置が講じられている限り、日本国内にある者に向けた「勧誘」に

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
は該当しないものとする。 (1)・(2) （略） (3) なお、以上に掲げるような合理的な措置が講じられていない場合には、当該広告等の提供が日本国内にある者向けの為替取引の「勧誘」行為に該当する蓋然性が極めて高いことから、<u>当該外国資金移動業者は</u>、日本国内にある者との間で勧誘を伴う為替取引が行われていない旨を証明すべきである。	は該当しないものとする。 (1)・(2) （略） (3) なお、以上に掲げるような合理的な措置が講じられていない場合には、当該広告等の提供が日本国内にある者向けの為替取引の「勧誘」行為に該当する蓋然性が極めて高いことから、<u>当該外国資金移動業者及び外国信託業者は</u>、日本国内にある者との間で勧誘を伴う為替取引が行われていない旨を証明すべきである。
<u>VII 資金移動業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</u> <u>VII-1 基本的考え方及び一般的な事務処理等</u> <u>VII-1-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</u> <u>資金移動業者の検査・監督の目的は</u>、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、銀行等以外の者が行う為替取引等について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することにある（法第1条参照）。 かかる検査・監督の目的を達成するためには、監督当局においても、資金移動業者に対し、個々の資金移動業者の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。	<u>IX 資金移動業者・特定信託会社の検査・監督に係る事務処理上の留意点</u> <u>IX-1 基本的考え方及び一般的な事務処理等</u> <u>IX-1-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</u> <u>資金移動業者（特定資金移動業を営む特定信託会社を含む。以下IXにおいて同じ。）の検査・監督の目的は</u>、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、銀行等以外の者が行う為替取引等について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することにある（法第1条参照）。 かかる検査・監督の目的を達成するためには、監督当局においても、資金移動業者に対し、個々の資金移動業者の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
このため、資金移動業者の検査・監督事務を行うに当たっては、まずは、各業者がどの様にしてビジネスモデルの構築、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解し、その上で、当該方針がどの様なガバナンス体制の下で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各業者がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。 経営全体を見据えた重要課題に対応し、資金移動業者の業務の健全性・適切性及び利用者等の保護を図るとともに資金決済システムの安定性等に資するためには、各業者が、監督当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、資金移動業者自身で経営体制を変革していく必要がある。監督当局としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各業者の取組みを促していく。 その上で、上記の過程で、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合や資金移動業者の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、<u>法第 55 条</u>に基づく業務改善命令等の行政処分（Ⅷ－３）の発動等を検討することとする。 (1)～(4) （略）	このため、資金移動業者の検査・監督事務を行うに当たっては、まずは、各業者がどの様にしてビジネスモデルの構築、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解し、その上で、当該方針がどの様なガバナンス体制の下で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各業者がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。 経営全体を見据えた重要課題に対応し、資金移動業者の業務の健全性・適切性及び利用者等の保護を図るとともに資金決済システムの安定性等に資するためには、各業者が、監督当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、資金移動業者自身で経営体制を変革していく必要がある。監督当局としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各業者の取組みを促していく。 その上で、上記の過程で、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合や資金移動業者の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、<u>法第 55 条（法第 37 条の 2 第 2 項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）</u>に基づく業務改善命令等の行政処分（Ⅷ－３）の発動等を検討することとする。 (1)～(4) （略）

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
Ⅷ－１－２ 一般的な監督事務 (1) (略) (2) <u>法第 54 条</u>に基づく立入検査 (略) (3)・(4) (略)	Ⅸ－１－２ 一般的な監督事務 (1) (略) (2) <u>法第 54 条（法 37 条の 2 第 2 項の規定により適用する場合を含む。以下(2)において同じ。）</u>に基づく立入検査 (略) (3)・(4) (略)
Ⅷ－１－３ 監督当局間の連携 (1) (略) (2) 管轄財務局長との連絡調整 管轄する<u>資金移動業者</u>に対して法第 57 条に基づく処分を行った場合は、速やかに、当該資金移動業者の営業所の所在地を管轄する他の財務局長にその処分内容を連絡するものとする。 (3) 財務局長に委任される事項以外の金融庁長官権限について 令第 30 条の規定に基づく金融庁長官の権限のうち財務局長に委任される事項以外の権限に係る以下の申請等があったときは、申請者等に対し、金融庁長官権限である旨を説明し、金融庁担当課室を紹介する。また、金融庁が下記申請等进行处理するに当たっては、財務局へ情報提供するな	Ⅸ－１－３ 監督当局間の連携 (1) (略) (2) 管轄財務局長との連絡調整 管轄する<u>資金移動業者（特定信託会社を除く。）</u>に対して法第 57 条に基づく処分を行った場合は、速やかに、当該資金移動業者の営業所の所在地を管轄する他の財務局長にその処分内容を連絡するものとする。 (3) 財務局長に委任される事項以外の金融庁長官権限について 令第 30 条の規定に基づく金融庁長官の権限のうち財務局長に委任される事項以外の権限に係る以下の申請等があったときは、申請者等に対し、金融庁長官権限である旨を説明し、金融庁担当課室を紹介する。また、金融庁が下記申請等进行处理するに当たっては、財務局へ情報提供するな

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
ど、密接な連携に努めるものとする。 ・ <u>法第 40 条の 2 第 1 項</u>の規定による業務実施計画の認可及び変更認可の申請 ・ <u>法第 40 条の 2 第 2 項</u>による業務実施計画の変更の届出	ど、密接な連携に努めるものとする。 ・ <u>法第 40 条の 2 第 1 項（法第 37 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>の規定による業務実施計画の認可及び変更認可の申請 ・ <u>法第 40 条の 2 第 2 項（法 37 条の 2 第 2 項の規定により適用する場合を含む。）</u>の規定による業務実施計画の変更の届出
Ⅷ－１－４ 認定資金決済事業者協会との連携等 (略)	Ⅸ－１－４ 認定資金決済事業者協会との連携等 (略)
Ⅷ－１－５ 内部委任 (1) 金融庁長官との調整 財務局長は、資金移動業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理に当たり、以下に掲げる事項（その他の事項についても必要に応じ金融庁長官と調整することを妨げない。）については、あらかじめ金融庁長官と調整するものとする。なお、調整の際は、財務局における検討の内容（Ⅷ－３(3)の検討内容を含む）及び処理意見を付するものとする。 ① 法第 55 条の規定による業務改善命令。 ② <u>法第 56 条第 1 項</u>の規定による登録の取消し又は業務の停止。	Ⅸ－１－５ 内部委任 (1) 金融庁長官との調整 財務局長は、資金移動業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理に当たり、以下に掲げる事項（その他の事項についても必要に応じ金融庁長官と調整することを妨げない。）については、あらかじめ金融庁長官と調整するものとする。なお、調整の際は、財務局における検討の内容（Ⅸ－３(3)の検討内容を含む。）及び処理意見を付するものとする。 ① 法第 55 条の規定による業務改善命令。 ② <u>法第 56 条第 1 項（法第 37 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）</u>の規定による登録の取消し（特定信託会社にあつては、特定資金移動業の廃止命令）又は業務の停止。

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(2) 財務事務所長等への再委任 登録申請者及び資金移動業者の本店（<u>法第 43 条に規定する本店をいう。</u>以下同じ。）の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合においては、財務局長に委任した権限のうち、登録申請者又は資金移動業者が提出する届出書、申請書及び報告書の受理に関する権限は、当該財務事務所長又は出張所長に行わせることができるものとする。 なお、これらの事項に関する届出書等は、登録申請者又は資金移動業者の本店の所在地を管轄する財務局長宛提出させるものとする。 （略）	(2) 財務事務所長等への再委任 登録申請者及び資金移動業者の本店（<u>外国資金移動業者又は信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 6 項に規定する外国信託会社にあつては、国内における主たる営業所。</u>以下同じ。）の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合においては、財務局長に委任した権限のうち、登録申請者又は資金移動業者が提出する届出書、申請書及び報告書の受理に関する権限は、当該財務事務所長又は出張所長に行わせることができるものとする。 なお、これらの事項に関する届出書等は、登録申請者又は資金移動業者の本店の所在地を管轄する財務局長宛提出させるものとする。 （略）
Ⅷ－2 諸手続 Ⅷ－2－1 登録の申請、届出書の受理等 資金移動業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。 (1) （略） (2) 登録の申請の審査 ①～③ （略） ④ 法第 40 条第 1 項第 3 号の財産的基礎の審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング	Ⅸ－2 諸手続 Ⅸ－2－1 登録の申請、届出書の受理等 資金移動業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。 (1) （略） (2) 登録の申請の審査 ①～③ （略） ④ 法第 40 条第 1 項第 3 号の財産的基礎の審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。 イ. 申請者が法に基づく履行保証金の供託等の義務を履行するに足る財産的基礎を有しているか。 （注）上記事項の審査に当たっては、登録申請書に記載された「資金移動業の内容及び方法」の内容並びに内閣府令第6条第1項第7号に規定する最終の貸借対照表等、同項第9号に規定する「事業開始後三事業年度における資金移動業に係る収支の見込みを記載した書面」及び同項第13号に規定する「資金移動業に関する社内規則等」の内容などを踏まえ、法第43条第2項に規定する要履行保証額の見込み及び予定する資産保全の方法を聴取するものとする。 ロ.・ハ. （略） ⑤ （略） (3)・(4) （略） (5) 変更届出の処理等 ① 新たに役員となった者が法第40条第1項第10号イからホまでのいずれかに該当することが明らかになった場合には、届出者に対し、法第56条に規定する登録の取消し等の措置を行うものとする。	及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。 イ. 申請者が法に基づく履行保証金の供託等の義務を履行するに足る財産的基礎を有しているか。 （注）上記事項の審査に当たっては、登録申請書に記載された「資金移動業の内容及び方法」の内容並びに内閣府令第6条第1項第8号に規定する最終の貸借対照表等、同項第10号に規定する「事業開始後三事業年度における資金移動業の種別ごとの収支の見込みを記載した書面」及び同項第13号に規定する「資金移動業に関する社内規則等」の内容などを踏まえ、法第43条第2項に規定する要履行保証額の見込み及び予定する資産保全の方法を聴取するものとする。 ロ.・ハ. （略） ⑤ （略） (3)・(4) （略） (5) 変更届出の処理等 ① 新たに役員となった者が法第40条第1項第11号イからホまでのいずれかに該当することが明らかになった場合には、届出者に対し、法第56条に規定する登録の取消し等の措置を行うものとする。

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
② 変更事項が財務局の管轄区域を越える本店の所在地の変更である場合には、次により取扱うものとする。 イ. (略) ロ. 上記イの変更届出書の提出を受けた財務局長は、内閣府令第 10 条第 3 項の規定により新たに登録の権限を有することとなる財務局長に対し、別紙様式 4 により作成した変更登録通知書に、当該登録事項変更届出書、資金移動業者登録簿のうち当該届出者に係る部分、別紙様式 5 による財務局の意見書、従前の登録申請書及びその添付書類並びに当該登録事項変更届出書の提出の直前に行った検査の報告書の写しを添付して、通知するものとする。 ハ. (略) (6) (略) (7) 資金移動業者登録簿の作成 内閣府令第 4 条に規定する登録申請書(内閣府令別紙様式第 1 号第 2 面から第 12 面まで(外国資金移動業者にあっては、内閣府令別紙様式第 2 号第 2 面から第 13 面まで))に基づき、その登録を行った資金移動業者に係る登録簿を資金移動業者別に整理し、登録簿に綴るものとする。 (8) (略)	② 変更事項が財務局の管轄区域を越える本店の所在地の変更である場合には、次により取扱うものとする。 イ. (略) ロ. 上記イの変更届出書の提出を受けた財務局長は、内閣府令第 10 条第 4 項の規定により新たに登録の権限を有することとなる財務局長に対し、別紙様式 4 により作成した変更登録通知書に、当該登録事項変更届出書、資金移動業者登録簿のうち当該届出者に係る部分、別紙様式 5 による財務局の意見書、従前の登録申請書及びその添付書類並びに当該登録事項変更届出書の提出の直前に行った検査の報告書の写しを添付して、通知するものとする。 ハ. (略) (6) (略) (7) 資金移動業者登録簿の作成 内閣府令第 4 条に規定する登録申請書(内閣府令別紙様式第 2 号第 2 面から第 12 面まで(外国資金移動業者にあっては、内閣府令別紙様式第 2 号の 2 第 2 面から第 13 面まで))に基づき、その登録を行った資金移動業者に係る登録簿を資金移動業者別に整理し、登録簿に綴るものとする。 (8) (略)

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>（新設）</u>	<u>（9） 特定信託会社の特定資金移動業に係る届出等</u> <u>法第 37 条の 2 第 3 項並びに法第 37 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 39 条及び法第 41 条第 3 項から第 5 項までの規定に基づく特定資金移動業に係る届出等については、次により取り扱うものとする。</u> <u>① 特定資金移動業に係る届出の受理</u> <u>イ. 特定資金移動業に係る届出の受理にあたっては、上記(1)を適宜読み替えて取り扱うものとする。</u> <u>ロ. 内閣府令第 7 条の規定による登載済通知書については、上記(3)①を適宜読み替えて取扱うものとする。</u> <u>ハ. 届出を行った後のヒアリング等については、上記(4)を適宜読み替えて行うものとする。</u> <u>ニ. 変更届出の処理等については、上記(5)を適宜読み替えて取り扱うものとする。</u> <u>② 特定資金移動業を営む特定信託会社又は特定資金移動業を営む特定信託会社であった者から公的機関に提出する必要がある等の理由により、その者の証明の申請があったときは、別紙様式 7 の 2 による特定信託会社登載証明を行うものとする。ただし、届出書類が保存年限を経過していることにより廃棄されている場合については、この限りでない。</u> <u>③ 特定信託会社名簿の縦覧については、上記(8)を適宜読み替えて取り扱うものとする。</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>VII-2-2 認可の申請、届出書の受理等</u> <u>業務実施計画</u>の認可及び変更認可の申請並びに変更の届出の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。 (1) 認可申請書、届出書の受理 認可及び変更認可の申請書並びに変更の届出の受理に当たっては、次の事項に留意し、不適切な場合にはその是正を求めるものとする。 ・ 資金移動業の登録（変更登録を含む）の申請と第一種資金移動業に係る業務実施計画の認可の申請を併せて行う場合には、登録申請書の記載内容と業務実施計画の記載内容との間に齟齬等がないことを確認するものとする。 (2)～(6) （略） <u>（新設）</u>	<u>IX-2-2 認可の申請、届出書の受理等</u> <u>法第 40 条の 2 の規定に基づく業務実施計画</u>の認可及び変更認可の申請並びに変更の届出の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。 (1) 認可申請書、届出書の受理 認可及び変更認可の申請書並びに変更の届出の受理に当たっては、次の事項に留意し、不適切な場合にはその是正を求めるものとする。 ・ 資金移動業の登録（変更登録を含む。）の申請と第一種資金移動業に係る業務実施計画の認可の申請を併せて行う場合には、登録申請書の記載内容と業務実施計画の記載内容との間に齟齬等がないことを確認するものとする。 (2)～(6) （略） <u>(7) 特定資金移動業に係る認可の申請、届出の受理等</u> <u>法第 37 条の 2 第 2 項の規定により適用する法第 40 条の 2 の規定に基づく業務実施計画の認可及び変更認可の申請並びに変更の届出の事務処理については、次の点に留意し、上記(1)から(6)まで（(2)②を除く。）を適宜読み替えて取り扱うものとする。</u> <u>① 特定資金移動業に係る届出と業務実施計画の認可の申請を併せて行う場合には、届出書の記載内容と業務実</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>施計画の記載内容との間に齟齬等がないことを確認するものとする。</u> ② <u>業務実施計画に記載された事項を変更し、当該変更の認可を受けた場合、当該変更事項が届出事項の変更である場合には、法第 37 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 41 条第 4 項に規定する変更届の提出を求めること。例えば、業務実施計画の「為替取引の上限額」を変更し、当該変更に係る認可を受けた場合は、法第 37 条の 2 第 3 項の「特定資金移動業の内容及び方法」の変更があったものとして、届出書における「取扱上限金額」に係る変更届の提出が必要である。</u>
Ⅷ－２－３ 法第 53 条に基づく報告書について (1) <u>法第 53 条第 1 項に基づく報告書について</u> 内閣府令別紙様式第 19 号（<u>外国資金移動業者</u>にあっては、別紙様式第 20 号）に規定する事業報告書进行处理する場合には、以下の点に留意するものとする。 ① <u>資金計画など、登録申請時に確認した事項を参照しつつ、報告内容を検証した上で、両者に著しい乖離が見られる場合には、当該資金移動業者に対するヒアリング等を通じて、経営実態を確認するものとする。</u> ② <u>経営実態を確認した結果、将来、履行保証金の供託義</u>	Ⅸ－２－３ 法第 53 条に基づく報告書について (1) <u>法第 53 条第 1 項（法第 37 条の 2 第 2 項の規定により適用する場合を含む。）に基づく報告書について</u> 内閣府令別紙様式第 19 号（<u>外国資金移動業者又は外国信託会社</u>にあっては、別紙様式第 20 号）に規定する事業報告書进行处理する場合には、以下の点に留意するものとする。 ① <u>資金計画など、登録申請時、届出時及び認可申請時に確認した事項を参照しつつ、報告内容を検証した上で、両者に著しい乖離が見られる場合には、当該資金移動業者に対するヒアリング等を通じて、経営実態を確認するものとする。</u> ② <u>資金移動業者（特定信託会社を除く。）については、</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
務を履行できないおそれがあるなど、法第 40 条第 1 項第 3 号に規定する「資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎を有しない」疑いがある場合には、法第 54 条に基づき報告書を徴収するなど、必要な対応を検討することとする。 (2) <u>法第 53 条第 2 項</u>に基づく報告書について 内閣府令別紙様式第 21 号に規定する未達債務の額等に関する報告書を処理する場合には、以下の点に留意するものとする。 ① <u>未達債務の額</u>が著しく変動している場合には、当該変動の理由について、ヒアリング等で確認するものとする。 ② <u>未達債務の額</u>が著しく増加している場合には、将来の<u>未達債務の変動見込み</u>及び<u>履行保証金の確保の見込み</u>について確認するものとする。 (3) 金融庁への送付等	経営実態を確認した結果、将来、履行保証金の供託義務を履行できないおそれがあるなど、法第 40 条第 1 項第 3 号に規定する「資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎を有しない」疑いがある場合には、法第 54 条に基づき報告書を徴収するなど、必要な対応を検討することとする。 (2) <u>法第 53 条第 2 項（法第 37 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>に基づく報告書について 内閣府令別紙様式第 21 号に規定する未達債務の額等に関する報告書を処理する場合には、以下の点に留意するものとする。 ① <u>未達債務の額又は特定信託受益権の履行等金額の合計額</u>が著しく変動している場合には、当該変動の理由について、ヒアリング等で確認するものとする。 ② <u>未達債務の額又は特定信託受益権の履行等金額の合計額</u>が著しく増加している場合には、将来の<u>未達債務又は特定信託受益権の履行等金額の合計額の変動見込み</u>及び<u>履行保証金又は特定信託口座（内閣府令第 3 条の 3 に規定する特定信託口座をいう。）</u>により管理する<u>金額の確保の見込み</u>について確認するものとする。 (3) 金融庁への送付等

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
① （略） ② 資金移動業者に係る定期報告 イ. 財務局長は、資金移動業者に対して、<u>法第 54 条第 1 項の規定に基づき、毎年 3 月末における業務報告書を別紙様式 9 により、毎年 5 月末までに徴収するものとする。</u> ロ. （略）	① （略） ② 資金移動業者に係る定期報告 イ. 財務局長は、資金移動業者に対して、<u>法第 54 条第 1 項（法 37 条の 2 第 2 項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、毎年 3 月末における業務報告書を別紙様式 9 により、毎年 5 月末までに徴収するものとする。</u> ロ. （略）
Ⅷ－２－４ 廃止等の取扱い (1) <u>法第 61 条第 1 項の規定に基づき資金移動業者より資金移動業の廃止等届出書（以下「廃止等届出書」という。）が提出された場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により、当該業務の承継が行われた場合を除く）、又は法第 56 条第 1 項の規定に基づき資金移動業者の登録を取り消した場合</u>には、<u>法第 54 条の規定に基づき、別紙様式 10 により、為替取引に関し負担する債務の額の状況等に係る報告を求めるものとする。</u> （注 1）・（注 2） （略）	Ⅸ－２－４ 廃止等の取扱い (1) <u>法第 61 条第 1 項（本項において法第 37 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき資金移動業者より資金移動業（「特定資金移動業」を含む。以下Ⅸ－２－４において同じ。）の廃止等届出書が提出された場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により、当該業務の承継が行われた場合を除く。特定信託会社にあつては、新たな受託者（信託会社等に該当するものに限る。以下同じ。）が就任した場合も除く。）</u>、又は<u>法第 56 条第 1 項の規定に基づき資金移動業者の登録を取り消した場合若しくは特定信託会社の特定資金移動業の廃止を命じた場合</u>には、<u>法第 54 条の規定に基づき、別紙様式 10 により、為替取引又は特定信託為替取引に関し負担する債務の額の状況等に係る報告を求めるものとする。</u> （注 1）・（注 2） （略）

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(2)・(3) （略） (4) 法第 61 条第 1 項第 1 号の規定に基づき資金移動業者より廃止等届出書が提出された場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により、当該業務の承継が行われた場合に<u>限る</u>）には、当該廃止等届出書の提出を受けた財務局長は、当該事業の譲渡先の資金移動業者の届出を受理又は登録を行っている財務局長に対し、別紙様式 11 により作成した事業譲渡通知書に、当該廃止等届出書、<u>資金移動業者登録簿</u>のうち当該届出者に係る部分の写し及び直前報告基準日の未達債務に関する報告書の写しを送付するものとする。 (5) （略）	(2)・(3) （略） (4) 法第 61 条第 1 項第 1 号の規定に基づき資金移動業者より廃止等届出書が提出された場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により、当該業務の承継が行われた場合に<u>限る</u>。<u>特定信託会社にあつては、新たな受託者（信託会社等に該当するものに限る。）が就任した場合を含む。</u>）には、当該廃止等届出書の提出を受けた財務局長は、当該事業の譲渡先の資金移動業者の届出を受理又は登録を行っている財務局長に対し、別紙様式 11 により作成した事業譲渡通知書に、当該廃止等届出書、<u>資金移動業者登録簿（特定信託会社にあつては、特定信託会社名簿）</u>のうち当該届出者に係る部分の写し及び直前報告基準日の未達債務に関する報告書の写しを送付するものとする。 (5) （略）
Ⅷ－２－５ 履行保証金に係る手続について （略）	Ⅸ－２－５ 履行保証金に係る手続について （略）
Ⅷ－２－６ 資金移動業者が提出する報告書における記載上の留意点 （略）	Ⅸ－２－６ 資金移動業者が提出する報告書における記載上の留意点 （略）
Ⅷ－２－７ 書面・対面による手続きについての留意点 （略）	Ⅸ－２－７ 書面・対面による手続きについての留意点 （略）

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
Ⅷー２ー８ 申請書等を提出するに当たっての留意点 Ⅷー２ー７を踏まえ、資金移動業者等による当局への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。 ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。	Ⅸー２ー８ 申請書等を提出するに当たっての留意点 Ⅸー２ー７を踏まえ、資金移動業者等による当局への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。 ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。
Ⅷー３ 行政処分を行う際の留意点 監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第２条第４号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第 55 条に基づく業務改善命令、②<u>法第 56 条</u>に基づく業務停止命令、③法第 56 条に基づく<u>登録取消し</u>等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。 (1)・(2) (略) (3) 法第 55 条又は法第 56 条第 1 項に基づく業務改善命令、業務停止命令、<u>登録取消し</u> (略) (4)・(5) (略)	Ⅸー３ 行政処分を行う際の留意点 監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第２条第４号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第 55 条に基づく業務改善命令、②<u>法第 56 条第 1 項</u>に基づく業務停止命令、③法第 56 条に基づく<u>登録取消し（特定信託会社にあつては、特定資金移動業の廃止命令）</u>等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。 (1)・(2) (略) (3) 法第 55 条又は法第 56 条第 1 項に基づく業務改善命令、業務停止命令、<u>登録取消し、廃止命令</u> (略) (4)・(5) (略)

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
Ⅶー４ 行政手続法等との関係等 (略)	Ⅸー４ 行政手続法等との関係等 (略)
Ⅶー５ 意見交換制度 (略)	Ⅸー５ 意見交換制度 (略)
Ⅶー６ 営業所の所在の確知 登録を受けた資金移動業者に対して、法第 56 条第 2 項の規定により営業所の所在を確知するため必要な場合には、法第 54 条第 1 項の規定に基づき、別紙様式 12 による営業所に係る所在報告書、営業所に関する権利を証する書面又は営業所の地図等の報告を求めることができる。なお、当該報告は、当該営業所の所在地を管轄する財務局に、提出させることができるものとする。	Ⅸー６ 営業所の所在の確知 登録を受けた資金移動業者（特定資金移動業者を除く。）に対して、法第 56 条第 2 項の規定により営業所の所在を確知するため必要な場合には、法第 54 条第 1 項の規定に基づき、別紙様式 12 による営業所に係る所在報告書、営業所に関する権利を証する書面又は営業所の地図等の報告を求めることができる。なお、当該報告は、当該営業所の所在地を管轄する財務局に、提出させることができるものとする。
Ⅶー７ 関係当局・海外監督当局等への連絡 (略)	Ⅸー７ 関係当局・海外監督当局等への連絡 (略)
Ⅶー８ 不利益処分の公表に関する考え方 (1) 法第 58 条の規定に基づき不利益処分の公告を行う場合は、次の事項を掲載するものとする。 ①～③ (略) ④ 登録番号 ⑤ 登録年月日 ⑥・⑦ (略) (2) (略)	Ⅸー８ 不利益処分の公表に関する考え方 (1) 法第 58 条（法第 37 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき不利益処分の公告を行う場合は、次の事項を掲載するものとする。 ①～③ (略) ④ 登録番号（特定信託会社にあつては、届出受理番号） ⑤ 登録年月日（特定信託会社にあつては、届出年月日） ⑥・⑦ (略) (2) (略)

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案																
Ⅷ－９ 行政処分の連絡 （新設） (1)～(3) （略） (4) <u>登録取消し処分</u>の場合（法第 56 条） 登録の取消し処分を行った場合には、金融庁担当課室及び他の財務局あて関係資料を送付するものとする。なお、当該資金移動業者について、当該取消しの日前 30 日以内の役員の商号又は名称に関する資料もあわせて送付するものとする。	Ⅸ－９ 行政処分の連絡 <u>特定資金移動業については法第 37 条の 2 第 2 項の規定により適用される場合を含み、下記(2)から(4)までの事項を適宜読み替えて適用するものとする。</u> (1)～(3) （略） (4) <u>登録取消し処分（特定信託会社にあつては、特定資金移動業の廃止命令）</u>の場合（法第 56 条） <u>登録の取消し処分（特定信託会社にあつては、特定資金移動業の廃止命令）</u>を行った場合には、金融庁担当課室及び他の財務局あて関係資料を送付するものとする。なお、当該資金移動業者について、当該取消しの日前 30 日以内の役員の商号又は名称に関する資料もあわせて送付するものとする。																
資金移動業者登録審査事務チェックリスト （中略） <table border="1"> <thead> <tr> <th>適否</th><th>審 査 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>取引時確認等の措置に関する社内規則等（ガイドラインⅡ－2－1－2－1）</td></tr> <tr> <td></td><td>（略） （略）</td></tr> <tr> <td><u>（新設）</u></td><td><u>（新設）</u></td></tr> </tbody> </table>	適否	審 査 内 容		取引時確認等の措置に関する社内規則等（ガイドラインⅡ－2－1－2－1）		（略） （略）	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	資金移動業者登録審査事務チェックリスト （中略） <table border="1"> <thead> <tr> <th>適否</th><th>審 査 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>取引時確認等の措置に関する社内規則等（ガイドラインⅡ－2－1－2－1）</td></tr> <tr> <td></td><td>（略） （略）</td></tr> <tr> <td>☐</td><td><u>電子決済手段等取引業者（法第 2 条第 10 項第 4 号に掲げる行為に係る業務を行う電子決済手段等取引業者に限る。）に取引記録の作成・保存、取引モニタリング等の犯収法上</u></td></tr> </tbody> </table>	適否	審 査 内 容		取引時確認等の措置に関する社内規則等（ガイドラインⅡ－2－1－2－1）		（略） （略）	☐	<u>電子決済手段等取引業者（法第 2 条第 10 項第 4 号に掲げる行為に係る業務を行う電子決済手段等取引業者に限る。）に取引記録の作成・保存、取引モニタリング等の犯収法上</u>
適否	審 査 内 容																
	取引時確認等の措置に関する社内規則等（ガイドラインⅡ－2－1－2－1）																
	（略） （略）																
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>																
適否	審 査 内 容																
	取引時確認等の措置に関する社内規則等（ガイドラインⅡ－2－1－2－1）																
	（略） （略）																
☐	<u>電子決済手段等取引業者（法第 2 条第 10 項第 4 号に掲げる行為に係る業務を行う電子決済手段等取引業者に限る。）に取引記録の作成・保存、取引モニタリング等の犯収法上</u>																

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>の義務の履行に必要な事務を委託する場合には、適切な態勢が整備されているか。</u>
利用者保護措置に関する社内規則等（ガイドラインⅡ－２－２－１－１）	利用者保護措置に関する社内規則等（ガイドラインⅡ－２－２－１－１）
（略） （略） □ 内閣府令第 29 条の 2 各号に規定された事項について、Ⅱ－２－２－１－１(1)①を踏まえ、利用者に対する適切な説明や情報提供を行う態勢を整備しているか。また、内閣府令第 29 条の 2 第 5 号に規定する利用者の損失の補償その他の対応に関する方針について、Ⅱ－２－６を踏まえたものとなっているか。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	（略） （略） □ 内閣府令第 29 条の 2 第 1 項各号に規定された事項について、Ⅱ－２－２－１－１(1)①を踏まえ、利用者に対する適切な説明や情報提供を行う態勢を整備しているか。また、内閣府令第 29 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する利用者の損失の補償その他の対応に関する方針について、Ⅱ－２－６を踏まえたものとなっているか。 □ <u>電子決済手段等取引業者が資金移動業者の資金移動業の利用者との間で法第 2 条第 10 項各号に掲げる行為に係る取引を行う場合、内閣府令第 29 条の 2 第 2 項各号に規定された事項について、Ⅱ－２－２－１－１(1)①を踏まえ、利用者に対する適切な説明や情報提供を行う態勢を整備しているか。</u> □ <u>電子決済手段の発行による為替取引を行うときは、内閣府令第 29 条の 3 第 2 項各号に規定された事項についてⅡ－２－２－１－１(1)①を踏まえて、利用者に対する適切に説明を行う態勢を整備しているか。内閣府令第 29 条の 3 第 2 項第 4 号に規定する「発行する電子決済手段の概要及び特性（当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(略) (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	含む。)」及び同項第 6 号に規定する「電子決済手段の性質に関し参考となると認められる事項」について、十分な説明を行っているか。 (略) (略) ☐ 内閣府令第 31 条第 5 号に規定する利用者の保護又は資金移動業の適切かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために、以下のような措置を講じているか。 ① 発行する電子決済手段について、権利の移転時期やその手続きが明確になっているか。 ② II－2－1－2 に定める態勢が適切に整備されているか。 ③ 資金移動業者や電子決済手段等取引業者の破綻時や技術的な不具合等（サイバー攻撃のほか、事務処理ミス、内部不正、システムの不具合等を含むがこれに限られない。）が生じた場合において、資金移動業者や電子決済手段等取引業者による電子決済手段等取引業に係る取引の解除・取消し（原状回復を含む。）や損失の補償等が確保されているなど、利用者の権利が適切に保護されているか。 ④ 利用者から電子決済手段の償還請求を受けた場合、速やかに適切な償還が行われる態勢を講じているか。 (略) (略)
(略) (略)	

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
金融ＡＤＲ制度への対応に関する社内規則等（ガイドラインⅡ－２－２－４－２）	金融ＡＤＲ制度への対応に関する社内規則等（ガイドラインⅡ－２－２－４－２）
<u>指定資金移動業務紛争解決機関（指定ＡＤＲ機関）が存在する場合</u> （ガイドラインⅡ－２－２－４－２－１）	<u>指定ＡＤＲ機関が存在する場合</u> （ガイドラインⅡ－２－２－４－２－１）
（略） （略）	（略） （略）
<u>指定資金移動業務紛争解決機関（指定ＡＤＲ機関）が存在しない場合</u> （ガイドラインⅡ－２－２－４－２－２）	<u>指定ＡＤＲ機関が存在しない場合</u> （ガイドラインⅡ－２－２－４－２－２）
（略） （略）	（略） （略）

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
イ. (略) ロ. (略) ハ. (略) 二. 苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人（イ f、ロ e）を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行するに足る経理的基礎及び人的構成を有する法人であること（<u>資金移動業者に関する内閣府令第 32 条の 3 第 1 項第 5 号、同条第 2 項第 4 号</u>）について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。 ホ. (略) ヘ. (略) (略) (略)	イ. (略) ロ. (略) ハ. (略) 二. 苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人（イ f、ロ e）を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行するに足る経理的基礎及び人的構成を有する法人であること（<u>内閣府令第 32 条の 4 第 1 項第 5 号、同条第 2 項第 4 号</u>）について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。 ホ. (略) ヘ. (略) (略) (略)
システムリスク管理に関する社内規則等（ガイドラインⅡ－2－3－1－1）	システムリスク管理に関する社内規則等（ガイドラインⅡ－2－3－1－1）
(略) (略) □ システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。	(略) (略) □ システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。<u>また、脆弱性及び脅威情報の定期的な情報収集・分析・対応を組織的に実施しているか。</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
□ サイバーセキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。 （略） （略）	□ サイバーセキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。<u>また、国内外でサイバーセキュリティ侵害事案が発生した場合には、適宜リスク評価を行うなど自社への影響を検討しているか。</u> （略） （略）
<u>不正取引に対する補償に関する内部管理態勢等（ガイドラインⅡ－2－6－1）</u>	<u>不正取引に対する補償に関する内部管理態勢等（ガイドラインⅡ－2－6－1）</u>
□ 内閣府令第 29 条の 2 第 5 号及び第 31 条第 4 号に基づき、資金移動サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針（以下「補償方針」という。）を策定し、資金移動業の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある資金移動業の利用者以外の者も容易に知りうる状態においているか。 （略） （略）	□ 内閣府令第 29 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 31 条第 4 号に基づき、資金移動サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針（以下「補償方針」という。）を策定し、資金移動業の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある資金移動業の利用者以外の者も容易に知りうる状態においているか。 （略） （略）
<u>（新設）</u>	<u>電子決済手段を発行する場合の留意点（ガイドラインⅣ－2）</u>
<u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	□ <u>利用者（電子決済手段等取引業者を除く。）1 人当たりの電子決済手段の額が 100 万円を超えている場合（電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットに移転する場合を含む。）、利用者資金が為替取引に関するものであるかを</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<u>確認し、利用者への資金の返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じる態勢が整備されているか。</u>
(新設)	<u>法第2条第10項第4号に規定する業務を電子決済手段等取引業者に委託する場合の留意点（ガイドラインⅣ－3）</u>
(新設) (新設)	☐ <u>法第2条第10項第4号に規定する業務を電子決済手段等取引業者に委託する場合には、電子決済手段等取引業者が利用者の指図により未達債務に係る債権を移転させる場合、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、当該移転の1件当たりの金額が100万円を超えないようにするための措置を講ずる態勢が整備されているか。</u>
利用者保護措置に関する社内規則等（ガイドラインⅤ－3－1）	利用者保護措置に関する社内規則等（ガイドラインⅤ－3－1）
(略) (略) ☐ 内閣府令第29条第1項各号若しくは第2項各号又は第29条の2各号に規定された事項について、説明を行うこととしているか。 ☐ 内閣府令第29条の2第4号に規定する事項について、十分な情報提供を行うこととしているか。	(略) (略) ☐ 内閣府令第29条第1項各号若しくは第2項各号又は第29条の2第1項各号若しくは第2項各号に規定された事項について、説明を行うこととしているか。 ☐ 内閣府令第29条の2第1項第4号に規定する事項について、十分な情報提供を行うこととしているか。
複数種別の資金移動業の併営に関する社内規則等（内閣府令第6条第13号）など	複数種別の資金移動業の併営に関する社内規則等（内閣府令第6条第13号）など
複数種別を併営する場合の弊害防止に関する内部管理態勢等	複数種別を併営する場合の弊害防止に関する内部管理態勢等

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案																				
（ガイドラインⅧー１ー１） □ ニ以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、<u>営む資金移動業の種別ごとに、各利用者が受け入れた資金の残高、送金実績等の利用状況を、分かりやすく容易に知ることができるようにしているか。</u> （新設） （新設） （略） （略）	（ガイドラインⅧー１ー１） □ ニ以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、<u>利用者が受け入れた資金の残高、送金実績等の利用状況を、営む資金移動業の種別に応じて、容易に知ることができるようにしているか。</u> □ <u>資金移動業及び特定資金移動業を営む特定信託会社は、利用者が受け入れた資金の残高、送金実績等の利用状況を、資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれについて、容易に知ることができるようにしているか。</u> （略） （略）																				
別紙様式 1（ひな型）（日本産業規格 A 4） 財務（支）局長 殿 資金移動業者名 代 表 者 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th colspan="2">担当者情報</th></tr> <tr><td>所属</td><td></td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td></tr> <tr><td>E-mail</td><td></td></tr> </table> 今般、以下のように障害等が発生したので、年 月 日付〇〇第 号に基づき報告します。 障 害 発 生 等 報 告 書 （第 報） （連絡日時： 年 月 日 時 分） 表 （略） （記 載 要 領 ）	担当者情報		所属		氏名		電話番号		E-mail		別紙様式 1（ひな型）（日本産業規格 A 4） 財務（支）局長 殿 資金移動業者名 代 表 者 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th colspan="2">担当者情報</th></tr> <tr><td>所属</td><td></td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td></tr> <tr><td>E-mail</td><td></td></tr> </table> 今般、以下のように障害等が発生したので、年 月 日付〇〇第 号に基づき報告します。 障 害 発 生 等 報 告 書 （第 報） （連絡日時： 年 月 日 時 分） 表 （略） （記 載 要 領 ）	担当者情報		所属		氏名		電話番号		E-mail	
担当者情報																					
所属																					
氏名																					
電話番号																					
E-mail																					
担当者情報																					
所属																					
氏名																					
電話番号																					
E-mail																					

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
1. ～ 8. （略） <u>（新設）</u> （中略）	1. ～ 8. （略） <u>9. 特定信託会社の場合には、「資金移動業者名」に特定信託会社の商号を記載すること。</u> （中略）
別紙様式 2（ひな型）（日本産業規格 A 4） <u>資金移動業者に関する相談・苦情等受付票</u> 表 （略） <u>（新設）</u>	別紙様式 2（ひな型）（日本産業規格 A 4） <u>資金移動業者等に関する相談・苦情等受付票</u> 表 （略） <u>（記載上の注意）</u> <u>・ 特定信託会社の場合には、「登録番号」を「届出受理番号」と読み替えて記載することとし、資金移動業（特定資金移動業を除く。）及び特定資金移動業を営む場合には、登録番号及び届出受理番号を併記すること。</u>
別紙様式 4（ひな型）（日本産業規格 A 4） 文 書 番 号 年 月 日 財務（支）局長 殿 財務（支）局長 <u>資金移動業者の変更届出について</u> 標記のことについて、<u>当（支）局登録の下記資金移動業者から</u>別添の変更届出書のとおり本店の所在地の変更届出があったので、関係書類を添えて通知します。	別紙様式 4（ひな型）（日本産業規格 A 4） 文 書 番 号 年 月 日 財務（支）局長 殿 財務（支）局長 <u>資金移動業者等の変更届出について</u> 標記のことについて、<u>下記資金移動業者等から別添の変更届出書のとおり本店の所在地の変更届出があったので、関係書類を添えて通知します。</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案																				
記 商 号 代表者の氏名 住 所 登 録 番 号	記 商 号 代表者の氏名 住 所 登 録 番 号																				
<u>（新設）</u>	<u>（記載上の注意）</u> <u>・特定信託会社の場合には、「登録番号」を「届出受理番号」と読み替えて記載することとし、資金移動業（特定資金移動業を除く。）及び特定資金移動業を営む場合には、登録番号及び届出受理番号を併記すること。</u>																				
別紙様式 5（ひな型）（日本産業規格 A 4） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">意</th><th style="width: 80%;">見 書</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">商 号</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">資金移動業者の概要</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">（登 録 年 月 日）</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">（概 要）</td><td></td></tr> </tbody> </table>	意	見 書	商 号		資金移動業者の概要		（登 録 年 月 日）	年 月 日	（概 要）		別紙様式 5（ひな型）（日本産業規格 A 4） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">意</th><th style="width: 80%;">見 書</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">商 号</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">資金移動業者等の概要</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">（登 録 年 月 日）</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">（概 要）</td><td></td></tr> </tbody> </table>	意	見 書	商 号		資金移動業者等の概要		（登 録 年 月 日）	年 月 日	（概 要）	
意	見 書																				
商 号																					
資金移動業者の概要																					
（登 録 年 月 日）	年 月 日																				
（概 要）																					
意	見 書																				
商 号																					
資金移動業者等の概要																					
（登 録 年 月 日）	年 月 日																				
（概 要）																					

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行		改 正 案	
(問 題 点 等)		(問 題 点 等)	
直 前 の 検 査 結 果		直 前 の 検 査 結 果	
供 託 等 の 状 況		供 託 等 の 状 況	
苦 情 の 状 況		苦 情 の 状 況	
行 政 処 分		行 政 処 分	
そ の 他 参 考 事 項		そ の 他 参 考 事 項	
(新設)		<u>(記載上の注意)</u> ・特定信託会社の場合には、「登録年月日」を「届出年月日」と読み替えて記載すること。	
別紙様式 6（ひな型）		別紙様式 6（ひな型）	
(日本産業規格 A 4)		(日本産業規格 A 4)	

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
文 書 番 号 年 月 日 財務（支）局長 殿 財務（支）局長 <u>資金移動業者の変更届出について</u> 年 月 日付 号で通知のあった標記のことについては、下記のとおり当（支）局の資金移動業者登録簿に変更登録したので通知します。 記 商 号 登録年月日 登録番号	文 書 番 号 年 月 日 財務（支）局長 殿 財務（支）局長 <u>資金移動業者等の変更届出について</u> 年 月 日付 号で通知のあった標記のことについては、下記のとおり当（支）局の資金移動業者登録簿に変更登録したので通知します。 記 商 号 登録年月日 登録番号
<u>（新設）</u>	<u>（記載上の注意）</u> ・特定信託会社の場合には、「<u>資金移動業者登録簿</u>」を「<u>特定信託会社名簿</u>」、「<u>変更登録</u>」を「<u>登載</u>」、「<u>登録年月日</u>」を「<u>届出年月日</u>」、「<u>登録番号</u>」を「<u>届出受理番号</u>」と読み替えて記載すること。また、資金移動業（特定資金移動業を除く。）及び特定資金移動業を営む場合には、登録番号及び届出受理番号を併記すること。
<u>（新設）</u>	<u>（別紙様式 7 の 2）</u> 別紙参照

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案																																																												
別紙様式 8（ひな型） （日本産業規格 A 4） 資金移動業者登録簿縦覧申請書 年 月 日 財務（支）局長 殿 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">縦覧の目的</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">登 録 番 号</td> <td style="text-align: center;">資金移動業者の商号</td> <td style="text-align: center;">貸出</td> <td></td> <td style="text-align: center;">返却</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> 上記資金移動業者登録簿を縦覧したいので申請します。 申請者氏名 _____ 住所 _____ 電話番号 （ ） -	縦覧の目的					登 録 番 号	資金移動業者の商号	貸出		返却																					別紙様式 8（ひな型） （日本産業規格 A 4） 資金移動業者登録簿縦覧申請書 年 月 日 財務（支）局長 殿 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">縦覧の目的</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">登 録 番 号</td> <td style="text-align: center;">資金移動業者等の商号</td> <td style="text-align: center;">貸出</td> <td></td> <td style="text-align: center;">返却</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> 上記資金移動業者登録簿を縦覧したいので申請します。 申請者氏名 _____ 住所 _____ 電話番号 （ ） -	縦覧の目的					登 録 番 号	資金移動業者等の商号	貸出		返却																				
縦覧の目的																																																													
登 録 番 号	資金移動業者の商号	貸出		返却																																																									
縦覧の目的																																																													
登 録 番 号	資金移動業者等の商号	貸出		返却																																																									

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行			改 正 案		
	貸出	時 分		貸出	時 分
	返却	時 分		返却	時 分
(新設)			(記載上の注意) ・特定信託会社の場合には、「資金移動業者登録簿」を「特定信託会社名簿」、「登録番号」を「届出受理番号」と読み替えて記載すること。資金移動業（特定資金移動業を除く。）及び特定資金移動業を営む場合には、登録番号及び届出受理番号を併記すること。		
別紙様式 9（ひな型） （日本産業規格 A 4） 年 月 日 財務（支）局長 殿 届出者 登録番号 財務（支）局長第 号 住所（郵便番号） 電話番号（ ） — 商 号 代表者の 氏 名 （国内における 代表者の氏名）			別紙様式 9（ひな型） （日本産業規格 A 4） 年 月 日 財務（支）局長 殿 届出者 登録番号 財務（支）局長第 号 住所（郵便番号） 電話番号（ ） — 商 号 代表者の 氏 名 （国内における 代表者の氏名）		

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案																																																	
業務報告書 年 4 月 1 日から年 3 月 3 1 日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。 記 1. 営業所数（自社設置分）店 2. 年間送金件数 <table><tr><th>第 1 種</th><th>第 2 種</th><th>第 3 種</th></tr><tr><td>件</td><td>件</td><td>件</td></tr></table> 3. 年間取扱金額 <table><tr><th>第 1 種</th><th>第 2 種</th><th>第 3 種</th></tr><tr><td>百万円</td><td>百万円</td><td>百万円</td></tr></table> 4. 1 件あたり平均取扱金額 <table><tr><th>第 1 種</th><th>第 2 種</th><th>第 3 種</th></tr><tr><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr></table> 5. 1 件あたり平均取扱日数 <table><tr><th>第 1 種</th><th>第 2 種</th><th>第 3 種</th></tr></table>	第 1 種	第 2 種	第 3 種	件	件	件	第 1 種	第 2 種	第 3 種	百万円	百万円	百万円	第 1 種	第 2 種	第 3 種	千円	千円	千円	第 1 種	第 2 種	第 3 種	業務報告書 年 4 月 1 日から年 3 月 3 1 日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。 記 1. 営業所数（自社設置分）店 2. 年間送金件数 <table><tr><th>第 1 種</th><th>第 2 種</th><th>第 3 種</th><th>特定資金移動業</th></tr><tr><td>件</td><td>件</td><td>件</td><td>件</td></tr></table> 3. 年間取扱金額 <table><tr><th>第 1 種</th><th>第 2 種</th><th>第 3 種</th><th>特定資金移動業</th></tr><tr><td>百万円</td><td>百万円</td><td>百万円</td><td>百万円</td></tr></table> 4. 1 件あたり平均取扱金額 <table><tr><th>第 1 種</th><th>第 2 種</th><th>第 3 種</th><th>特定資金移動業</th></tr><tr><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr></table> 5. 1 件あたり平均取扱日数 <table><tr><th>第 1 種</th><th>第 2 種</th><th>第 3 種</th><th>特定資金移動業</th></tr></table>	第 1 種	第 2 種	第 3 種	特定資金移動業	件	件	件	件	第 1 種	第 2 種	第 3 種	特定資金移動業	百万円	百万円	百万円	百万円	第 1 種	第 2 種	第 3 種	特定資金移動業	千円	千円	千円	千円	第 1 種	第 2 種	第 3 種	特定資金移動業
第 1 種	第 2 種	第 3 種																																																
件	件	件																																																
第 1 種	第 2 種	第 3 種																																																
百万円	百万円	百万円																																																
第 1 種	第 2 種	第 3 種																																																
千円	千円	千円																																																
第 1 種	第 2 種	第 3 種																																																
第 1 種	第 2 種	第 3 種	特定資金移動業																																															
件	件	件	件																																															
第 1 種	第 2 種	第 3 種	特定資金移動業																																															
百万円	百万円	百万円	百万円																																															
第 1 種	第 2 種	第 3 種	特定資金移動業																																															
千円	千円	千円	千円																																															
第 1 種	第 2 種	第 3 種	特定資金移動業																																															

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行					改 正 案					
6. 契約利用者数					6. 契約利用者数					
第 1 種		第 2 種		第 3 種	第 1 種		第 2 種		第 3 種	特定資金移動業
名		名		名	名		名		名	名
7. 個人間送金及びそれ以外の送金の別					7. 個人間送金及びそれ以外の送金の別					
		件数	送金額	1 件あたり平均取扱金額			件数	送金額	1 件あたり平均取扱金額	
第 1 種	個 人 間 送 金	件	百万円	千円	第 1 種	個 人 間 送 金	件	百万円	千円	
	上記以外の送金	件	百万円	千円		第 2 種	個 人 間 送 金	件	百万円	千円
第 2 種	個 人 間 送 金	件	百万円	千円	第 2 種		上記以外の送金	件	百万円	千円
	上記以外の送金	件	百万円	千円		第 3 種	個 人 間 送 金	件	百万円	千円
第 3 種	個 人 間 送 金	件	百万円	千円	第 3 種		上記以外の送金	件	百万円	千円
	上記以外の送金	件	百万円	千円		特定資金	個 人 間 送 金	件	百万円	千円
8. 国内外別の件数・送金額・1 件あたり平均取扱金額					8. 国内外別の件数・送金額・1 件あたり平均取扱金額					

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行					改 正 案				
		件 数	送金額	1 件あたり平均取扱金額			件 数	送金額	1 件あたり平均取扱金額
第 1 種	国内→国内送金	件	百万円	千円	第 1 種	国内→国内送金	件	百万円	千円
	国内→国外送金	件	百万円	千円		国内→国外送金	件	百万円	千円
	国外→国内送金	件	百万円	千円		国外→国内送金	件	百万円	千円
第 2 種	国内→国内送金	件	百万円	千円	第 2 種	国内→国内送金	件	百万円	千円
	国内→国外送金	件	百万円	千円		国内→国外送金	件	百万円	千円
	国外→国内送金	件	百万円	千円		国外→国内送金	件	百万円	千円
第 3 種	国内→国内送金	件	百万円	千円	第 3 種	国内→国内送金	件	百万円	千円
	国内→国外送金	件	百万円	千円		国内→国外送金	件	百万円	千円
	国外→国内送金	件	百万円	千円		国外→国内送金	件	百万円	千円
					特定資 金移動 業	国内→国内送金	件	百万円	千円
						国内→国外送金	件	百万円	千円
						国外→国内送金	件	百万円	千円
9. 兼業の種類：					9. 兼業の種類：				
(記載上の注意)					(記載上の注意)				
(新設)					1. 特定信託会社の場合には、「登録番号」は「届出受理番号」と読み				

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
1. (略) 2. 1については、国内にある、<u>資金移動業</u>の業務上主要な活動が行われる営業所を対象とする。 <u>(新設)</u> 3. <u>外国資金移動業者</u>においては、2～5及び7は、送金先又は送金元のいずれかが国内に住所を有するものについてのみを対象とする。 4. 6については、内閣府令第29条第1項第2号に掲げる「為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している」国内の利用者数を記載する。	<u>替えて記載することとし、資金移動業（特定資金移動業を除く。）及び特定資金移動業を営む場合には、登録番号及び届出受理番号を併記すること。</u> 2. (略) 3. 1については、国内にある、<u>資金移動業（特定信託会社の場合には、特定資金移動業）</u>の業務上主要な活動が行われる営業所を対象とする。 4. <u>資金移動業のうち電子決済手段の発行による為替取引を行う場合及び特定信託為替取引を行う場合にあっては、2～5は、発行する電子決済手段について、電子決済手段等取引業者が利用者の指図により行う当該電子決済手段の移転（電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットへの移転を含む。）に係る状況について記載すること。</u> 5. <u>外国資金移動業者又は外国信託会社</u>においては、2～5及び7は、送金先又は送金元のいずれかが国内に住所を有するものについてのみを対象とする。 6. 6については、内閣府令第29条第1項第2号に掲げる「為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している」国内の利用者数を記載する。<u>また、資金移動業のうち電子決済手段の発行による為替取引を行う場合又は特定信託為替取引を行う場合にあっては、発行する電子決済手段について、電子決済手段等取引業者が法第2条第10項第3号に掲げる行為を行うことを内容とする契約又は電子決済手段等取引業者に同項4号に規定する委託をする場合であって、当該電子決済手段等取引業者が同項4号の合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少させることを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結をしている国内の</u>

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>（新設）</u> <u>5. 7・8については、2～4の内訳を記載する。</u>	<u>利用者数を記載する。</u> <u>7. 7及び8については、発行する電子決済手段について、電子決済手段等取引業者が利用者の指図を受けて行う当該電子決済手段等取引業者又は他の電子決済手段等取引業者が管理するウォレットへの電子決済手段の移転に係る状況について記載すること。</u> <u>8. 7・8については、2～4の内訳を記載する。</u>
別紙様式10（ひな型）（日本産業規格A4） 年 月 日 財務（支）局長 殿 届出者 登録番号 財務（支）局長第 号 住所（郵便番号） 電話番号（ ） ー 商 号 代表者の 氏 名 （国内における 代表者の氏名） ※連絡先、商号に変更があった場合は、財務（支） 局長にその旨連絡願います。 資金移動業に関する債務状況等に係る報告書 廃止業者の債務状況等について、下記のとおり報告します。 記	別紙様式10（ひな型）（日本産業規格A4） 年 月 日 財務（支）局長 殿 届出者 登録番号 財務（支）局長第 号 住所（郵便番号） 電話番号（ ） ー 商 号 代表者の 氏 名 （国内における 代表者の氏名） ※連絡先、商号に変更があった場合は、財務（支） 局長にその旨連絡願います。 資金移動業に関する債務状況等に係る報告書 廃止業者の債務状況等について、下記のとおり報告します。 記

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>（新設）</u> 1. 債務状況 ①～③ （略） <u>（新設）</u> 2. ・ 3. （略）	<u>（記載上の注意）</u> ・特定信託会社の場合には、「登録番号」を「届出受理番号」と読み替えて記載することとし、資金移動業（特定資金移動業を除く。）及び特定資金移動業を営む場合には、登録番号及び届出受理番号を併記すること。 1. 債務状況 ①～③ （略） <u>（記載上の注意）</u> ・特定信託会社の場合には、「要履行保証額」を「特定信託口座により管理する金銭の額」、「未達債務」を「特定信託受益権の履行等金額の合計額」と読み替えて記載すること。 2. ・ 3. （略）
別紙様式 11（ひな型）（日本産業規格 A 4） 文 書 番 号 年 月 日 財務（支）局長 殿 財務（支）局長 事業譲渡通知について	別紙様式 11（ひな型）（日本産業規格 A 4） 文 書 番 号 年 月 日 財務（支）局長 殿 財務（支）局長 事業譲渡通知について

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
標記のことについて、<u>当（支）局登録の下記資金移動業者から別添の廃止等届出書のとおり法第 61 条第 1 項第 1 号の規定</u>に基づく提出があったので、関係書類を添えて通知します。 記 (略) 以上	標記のことについて、<u>下記資金移動業者等から別添の廃止等届出書のとおり法第 61 条第 1 項第 1 号の規定（法第 37 条の 2 第 2 項の規定により適用する場合を含む。）</u>に基づく提出があったので、関係書類を添えて通知します。 記 (略) 以上
<u>（新設）</u>	<u>（記載上の注意）</u> ・<u>特定信託会社の場合には、「登録番号」を「届出受理番号」と読み替えて記載することとし、資金移動業（特定資金移動業を除く。）及び特定資金移動業を営む場合には、登録番号及び届出受理番号を併記すること。</u>

特定信託会社名簿登載証明書

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 商 号

代表者の氏名

下記のとおり、資金決済に関する法律第 37 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する第 39 条に規定する特定信託会社名簿への登載を受けて いる
いた

ことを証明願います。

使 用 目 的	
提 出 先	

記

商 号	
代表者の氏名	
住 所	
届 出 受 理 番 号	財務(支)局第 号
届 出 年 月 日	年 月 日
業 務 停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日
業務停止営業所	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

財務(支)局長